

---

---

平成 27 年度県政要望に係る現況・対応

---

---

茨 城 県

要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について</p> <p>(1) 雇用維持・確保に対する支援</p> <p>①建設業、運送業における雇用確保・人材育成に対する支援</p> <p>⇒本県における建設業および運送業の人材不足が顕著となっています。</p> <p>建設業においては、従前の公共投資の拡大に加え、茨城国体・東京五輪といった前向きな需要が見込まれ、人材の確保が急務であります。また、県内交通網が整備されるなか、本県流通業においても、関東近郊の重要な拠点として今後の活性化が見込まれることから、安定したドライバーの確保と育成が必要となります。しかしながら、いずれの業界も少子高齢化の進展や若者の雇用定着が厳しい状況にあることから、雇用助成金制度の拡充に加え、中学・高校生に対するインターンシップを通じ、業界への関心を高めることで、将来に亘り安定した雇用の確保・定着に取り組んでいただきたいと思います。</p>
現況	<p>○ 現在、国（厚生労働省 茨城労働局）による事業主に対する雇用助成制度としては、「建設労働者確保育成助成金」（建設労働者の雇用の改善，技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成）などがあります。</p> <p>○ また、県は、「地域産業人材U I Jターン・定着促進事業」や「大好きいばらき就職面接会」の開催，県内6か所の「いばらき就職支援センター」における職業紹介などを通じて，建設業や運輸業をはじめとする県内企業の人材確保を支援しておりますほか，若年者を含む求職者に対する就職支援等を行っております。</p> <p><b>【地域産業人材U I Jターン・定着促進事業】</b></p> <p>本県産業を担う人材の確保・定着を図るため，県内外の大学及び産業界と連携し，多様なインターンシップメニューの実施をはじめ，都内学生等を対象とした合同就職面接会の開催や県内学生向け企業セミナーの実施等により，本県へのU I Jターンと地元定着を促進します。</p> <p>①大好きいばらきU I Jターン・定着応援“くらぶ”の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や県内外の大学，経済団体を構成員とする応援“くらぶ”を組織し，県主催の就職面接会や県内企業の就職情報を大学側に提供するとともに，大学や学生からの就職に関するニーズを把握する情報交換の場としています。</li> </ul> <p>②大好きいばらきインターンシップ促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の主に大学在学3年生及び2年生を対象に，県内企業で就業体験することで，U I Jターンと地元定着のきっかけとします。</li> </ul> <p>③大好きいばらきU I Jターン促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県外学生向けの合同就職面接会等を都内において開催</li> <li>イ 魅力発見バスツアーの開催</li> <li>ウ 就職応援サイトの構築</li> <li>エ 「中小企業サポート人材受入助成金」の創設</li> </ul> <p>④地元就職・人材定着支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県内大学生の地元定着を図る企業セミナー及びバスツアー</li> <li>イ 県内企業に対する採用面，人材定着面からの支援</li> <li>ウ 大学就職担当者と企業採用担当者の交流会</li> </ul>

現 況	<p><b>【大好きいばらき就職面接並びに大好きいばらき企業説明会】</b></p> <p>また、大学等を卒業見込みの就職希望者及び既卒未就職者と県内企業が一堂に会し、対面方式で面接・企業説明を行う「大好きいばらき就職面接会（大好きいばらき企業説明会）」を年2回（各2会場）開催しており、新規学卒者や未就職学卒者の就職を促進するとともに、県内企業の人材確保への支援を行っております。</p> <p>平成27年度は、6月・9月の各月に水戸・土浦の2ヶ所で開催し、「採用選考に関する指針」に則り、6月は「企業説明会」、9月は「就職面接会」とし、また、企業の参加希望が多数である状況を踏まえ、10月に水戸会場を追加実施しました。</p> <p><b>【いばらき就職支援センター】</b></p> <p>「いばらき就職支援センター（水戸市、常陸太田市、日立市、鉾田市、土浦市、筑西市）」において、就職相談からキャリアコンサルティング、職業紹介までのサービスをワンストップで提供し、若年者や女性・中高年離職者等の就職を支援しております。</p>
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設業や運輸業を含め県内企業が人材の確保を図れるよう、県内企業でのインターンシップを実施したり、新卒者と企業をマッチングする就職面接会を開催するなど新卒者を含む若年者の就職支援に取り組んでまいります。</li> <li>○ また、助成金制度の充実に向けた国への働きかけや国の現行制度の周知に努めてまいります。</li> </ul>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (1) 雇用維持・確保に対する支援                  ② 伝統工芸品技能者の後継者育成・確保の支援                  ⇒本県には様々な県郷土工芸品があり、貴重な地域資源として地方創生にも繋がるものと考えますが、工芸士の高齢化等後継者育成が難しく、技能の伝承が危ぶまれています。郷土工芸品の技能習得には長期間要することから、早急な対策が必要と考えます。具体的な施策の一つである「工芸士認定制度」創設は、製造者の意欲向上の観点から有効なものと考えますが、その取組み状況と今後の考えについてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 「茨城県郷土工芸品指定制度」は、小規模零細が多い伝統的工芸品産業を取り巻く厳しい環境に、産地形成を促進することにより、地域ぐるみで工芸品継承に対応するために設けられた制度です。</p> <p>○ 「茨城県郷土工芸品指定制度」に基づき指定している工芸品は                  41 品目（平成 27 年 12 月末日現在）となっています。</p> <p>○ 「茨城県郷土工芸品展」を開催し、工芸品の販売促進・情報発信に取り組んでおります。</p> <p>〈「第 31 回茨城県郷土工芸品展」開催結果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間：平成 27 年 9 月 4 日(金)～6 日(日)</li> <li>・会場：県庁舎 2 階県民ホール</li> <li>・内容：郷土工芸品の展示・販売, 制作実演, 体験教室, お楽しみ抽選会の実施 等</li> <li>・出展者数：19 品目 20 業者</li> <li>・販売額：2,014 千円</li> </ul>
<p>対 応</p>	<p>○ 「工芸士認定制度」の創設については、既に認定制度を持つ 14 都府県や指定工芸品の製造者へのアンケート調査などをふまえ、工芸品の販路拡大、並びに、後継者育成及び郷土工芸品の次代への継承などの観点から制度創設に向けた具体化の検討を進めております。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について                  (1) 雇用維持・確保に対する支援                  ③雇用維持・確保が難しい業種に対する雇用助成制度の拡充                  ⇒県内中小企業より、技術職や有資格者の雇用確保が課題との意見が挙げられています。本県産業の底上げを図るうえでも、対象業種を選定し、更なる雇用支援の拡充と技術者育成支援が必要と考えます。ポリテクセンターとの連携の状況および企業に対するキャリア形成支援の現状と今後の取組みについてお聞かせ願います。</p>																																																											
<p>現 況</p>	<p>○企業ニーズに即した職業能力開発について                  県では、産業技術短期大学校及び産業技術専門学院において、企業ニーズに即した職業能力開発により本県産業を支える人材の育成に努めているところです。                  具体的には、主に高卒者を対象とする職業訓練では、ITやものづくり技能分野を実施しており、インターンシップや外部講師の活用など企業の協力も得ながら実践的なカリキュラムにより、仕事を遂行するうえで必要な技能・知識や有用な資格を持った人材を輩出し、その就職の促進に取り組んでいるところです。                  求職者を対象とする職業訓練では、産業技術専門学院において、介護やOAシステム、建設機械運転など多様なコースを設定し、ポリテクセンター茨城では、機械加工、電子制御、電力などの分野のコースを設定しており、役割分担と連携を図りながら、求職者の就職の促進に取り組んでおります。                  これらの職業訓練では、キャリア形成支援ツールとしてジョブカードを活用した「職業能力の見える化」にも取り組んでいるところです。                  また、従業員を対象とする職業訓練では、電気、溶接、CAD操作等の技能向上や資格取得を図るコースや講座の内容を企業と相談のうえ決定するオーダーメイド型コースを実施しております。                  労働局では、従業員に教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティング等を計画的に実施する制度を導入し、継続して人材育成に取り組む事業主やその事業主を支援する事業主団体に支給する企業内人材育成推進助成金を平成27年度から設ける等、キャリア形成に取り組む企業に対する助成制度の充実に努めております。                  なお、平成27年度におきましては、県とポリテクセンター茨城それぞれに国の事業の採択を受け、連携強化や新しいカリキュラム開発に関する取組もすすめているところです。</p> <p>○新規学卒者訓練（高卒者を対象とする職業訓練）</p> <table border="1" data-bbox="272 1464 1350 2029"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>訓練科名</th> <th>定員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">産業技術短期大学校</td> <td>情報システム科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報処理科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業技術専門学院</td> <td rowspan="3">水戸</td> <td>電気工事科</td> <td>20人</td> <td rowspan="3">H27新設</td> </tr> <tr> <td>自動車整備科</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>建築システム科</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日立</td> <td rowspan="2"></td> <td>金属加工科</td> <td>20人</td> <td rowspan="2">H27新設</td> </tr> <tr> <td>機械加工科</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鹿島</td> <td rowspan="3"></td> <td>プラント保守科</td> <td>40人</td> <td rowspan="3">H27新設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車整備科</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>機械技術科</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土浦</td> <td rowspan="2"></td> <td>コンピュータ制御科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気工事科</td> <td>20人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">筑西</td> <td rowspan="2"></td> <td>機械システム科</td> <td>40人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車整備科</td> <td>15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>古河</td> <td></td> <td>自動車整備科</td> <td>15人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			訓練科名	定員	備考	産業技術短期大学校		情報システム科	40人		情報処理科	40人		産業技術専門学院	水戸	電気工事科	20人	H27新設	自動車整備科	40人	建築システム科	50人	日立		金属加工科	20人	H27新設	機械加工科	15人	鹿島		プラント保守科	40人	H27新設	自動車整備科	40人	機械技術科	40人	土浦		コンピュータ制御科	40人		電気工事科	20人		筑西		機械システム科	40人		自動車整備科	15人		古河		自動車整備科	15人	
		訓練科名	定員	備考																																																								
産業技術短期大学校		情報システム科	40人																																																									
		情報処理科	40人																																																									
産業技術専門学院	水戸	電気工事科	20人	H27新設																																																								
		自動車整備科	40人																																																									
		建築システム科	50人																																																									
日立		金属加工科	20人	H27新設																																																								
		機械加工科	15人																																																									
鹿島		プラント保守科	40人	H27新設																																																								
		自動車整備科	40人																																																									
			機械技術科		40人																																																							
土浦		コンピュータ制御科	40人																																																									
		電気工事科	20人																																																									
筑西		機械システム科	40人																																																									
		自動車整備科	15人																																																									
古河		自動車整備科	15人																																																									

○離職者訓練（求職者を対象とする職業訓練）

・施設内訓練

		訓練科名	定員	備考
産業技術 専門学校	鹿島	生産CAD科	15人	H27新設
	土浦	IT技術科	20人	
	筑西	金属加工科	15人	H27新設

・委託訓練

訓練コース内容	コース数	定員	備考
介護福祉科，医療事務科，介護サービス科，OAシステム科，農業実践科，パソコン簿記会計科，フォークリフト運転技能科等	延100コース	1,656人	H27計画

○在職者訓練（従業員を対象とする職業訓練）

コース名	コース数	定員	備考
技能向上コース	47	795人	
ITコース	16	210人	
オーダーメイドコース	36	380人	

○企業内人材育成推進助成金

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額(1人あたり)
1. 個別企業助成コース	①～③の人材育成制度を就業規則などに規定して導入し，従業員に実施した事業主に，一定額を助成		
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に対する教育訓練や職業能力評価を，ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度	50万円 (25万円)	5万円 (2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員に対するキャリア・コンサルティングを，ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度	30万円 (15万円)	5万円 (2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算		15万円 (7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円 (15万円)	5万円 (2.5万円)
2. 事業主団体助成コース	従業員に対し教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体について，支援に要した費用の一部を助成	支援に要した費用の2/3 上限額 500万円	

※ 事業主団体助成コースは，構成事業主が3事業主以上，かつ従業員合計30名以上を対象に導入・実施された場合に助成。

※ 実施・育成助成額は，コースごとに10人まで。

現

況

対  
応

○ 新卒者を含む若年者の就職支援の一層の充実と中小企業の雇用の確保，定着が図れるよう国に対し働きかけるとともに，国の現行制度の周知に努めてまいります。

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (1) 雇用維持・確保に対する支援                  ④ 障がい者の雇用促進・定着に向けた支援                  ⇒本県においては、障がい者の就労支援および障がい者雇用の促進を図るべく、様々な取組みをされています。そうしたなか、平成 28 年 4 月より改正障害者雇用促進法が施行され、また平成 30 年 4 月より法定雇用率の算定基礎の対象に、精神障がい者が追加されることから、より一層の行政との連携が必要となります。今後、各企業が法定雇用率を維持し、障がい者が安心して働くためには、更なる教育訓練等の支援拡充や、各企業に対する十分な支援体制が望まれます。現在の障がい者就業への企業支援や今後の取組みについてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>(労働政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 茨城労働局と連携し、法定雇用率が未達成の事業所に対しまして、採用意識の向上と法定雇用率の遵守について個別訪問による指導を実施しておりますとともに、県内経済団体に対しましては、障がい者雇用の一層の拡大に努めるよう、要請を行っているところであります。</li> <li>○ また、企業はもとより、広く県民の方々に対しても、障がい者雇用への理解の醸成を図ることが重要でありますことから、「障害者雇用優良事業所」や障害を克服して職業人として立派に活躍しておられる方々を対象として、知事表彰によりその取組を顕彰しております。このほか、工夫を凝らして障がい者の雇用を進めている事例を県 HP で周知しております。</li> <li>○ さらに、障害者の雇用の場を確保するため、「障害者就職面接会」を年間で十回程度開催しておりますほか、県内六ヶ所の就職支援センターにおきまして、きめ細かに就職相談や職業紹介を行うとともに、求人開拓員が個別に企業を訪問し、障害者の求人枠の拡大に努めているところであります。</li> <li>○ また、県立水戸産業技術専門学院に「総合実務科」を設置し、知的障害者を対象として、職業訓練を実施するほか、民間教育機関や企業等を活用して精神・身体・知的など、障害者それぞれに異なる障害特性に応じた職業訓練コースを設定し、障害者の就労支援に取り組んでいるところであります。</li> <li>○ このほか、県内九カ所に設置しております「障害者就業・生活支援センター」におきましては、保健福祉部やハローワークとの連携のもと、就職の斡旋や職場定着といった就労面の支援に加え、生活習慣や健康管理などの生活相談も含めた総合的な支援を行っているところであります。</li> <li>○ 今後は、こうした取組に加え、法定雇用率未達成事業所に対するペナルティ措置であります障害者雇用納付金制度の対象が、今年度から常用労働者二百名以上の事業所から百名以上に拡大されたことなども踏まえ、茨城労働局と連携し、未達成事業所に対する集中的な指導を実施してまいります。</li> </ul>
<p>対 応</p>	<p>今後も、茨城労働局及び各地区ハローワークと連携し、障害者雇用の促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、障害者や福祉施設等の関係者に対して訓練制度の更なる周知・広報に努め、訓練の実施を通じて障害者の就労促進を図ってまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (1) 雇用維持・確保に対する支援                  ⑤ 労働規制緩和への対応                  ⇒長時間労働削減、年次有給休暇取得促進、フレックスタイムといった労働時間法制の見直しは、労働者側には、健康増進やワークライフバランス実現など国民の豊かさに繋がる施策であると考えます。しかしながら、労働環境については、業態毎に大きく異なることから、一様に推進することで、企業の生産活動が抑制されることにならないよう、柔軟な対応をお願いします。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 労働時間法制については、労働基準法等の一部を改正する法律案が昨年(平成26)の第189回国会に提出され、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を發揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、以下のとおり見直しが進められております。</p> <p>I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等                  (1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し                  (2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設                  (3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得                  (4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進</p> <p>II 多様で柔軟な働き方の実現                  (1) フレックスタイム制の見直し                  (2) 企画業務型裁量労働制の見直し                  (3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設</p> <p>○ 当法案については継続審議となり、今年の通常国会へ持ち越されている状況でありますので、県といたしましては、現在、国の動きを注視しているところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>引き続き、国の動きを注視してまいりますとともに、法案成立の場合には、その概要についてホームページ等により周知してまいりますほか、茨城労働局等とも連携を図りながら、法が適切に運用されるよう情報提供等に努めてまいります。</p>



<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (2) 販売促進・強化に対する支援                  ①企業誘致推進の強化、工業団地整備                  ⇒本県の企業誘致実績は、行政のご尽力により全国的に見てもかなり良好であります。企業誘致は、地元雇用の創出や下請け企業の受注増加に加え、定住人口増加に伴う消費拡大等大きなメリットを享受できます。また、今年度税制改正のなかで、企業の三大都市圏以外への移転・拡大を支援する制度が創設されたことから、本県でも本社機能の受入促進策を講じ、より一層のご尽力を期待します。本県の都市部に近く、充実した産業インフラの強みを活かすため、工業団地の整備による県外企業の進出環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。</p>																																																																																						
<p>現況</p>	<p>○ H27年上期の工場立地動向調査（経産省）によると、電気業を除いた場合、工場立地件数（35件）、立地面積（43ha）、県外企業立地件数（22件）の3項目全てで、平成25年、平成26年に引き続き、全国第1位となっております。</p> <p>【工場立地件数（電気業を除く）】 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="231 840 1406 996"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H23</th> <th colspan="2">H24</th> <th colspan="2">H25</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> </tr> <tr> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>上期</th> <th>前年同期比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>18(20)</td> <td></td> <td>30(11)</td> <td>+66.7%</td> <td>55(1)</td> <td>+83.3%</td> <td>75(1)</td> <td>+36.4%</td> <td>35(1)</td> <td>△16.7%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>856</td> <td></td> <td>938</td> <td>+9.6%</td> <td>831</td> <td>△11.4%</td> <td>1,008</td> <td>+21.3%</td> <td>465</td> <td>△6.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【工場立地面積（電気業を除く）】 (単位：ha)</p> <table border="1" data-bbox="231 1030 1406 1187"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">H23</th> <th colspan="2">H24</th> <th colspan="2">H25</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H27</th> </tr> <tr> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>通年</th> <th>前年比</th> <th>上期</th> <th>前年同期比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>38(7)</td> <td></td> <td>87(2)</td> <td>+128.9%</td> <td>117(1)</td> <td>+34.5%</td> <td>109(1)</td> <td>△6.8%</td> <td>43(1)</td> <td>△37.7%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>992</td> <td></td> <td>1,102</td> <td>+11.1%</td> <td>1,077</td> <td>△2.3%</td> <td>1,181</td> <td>+9.7%</td> <td>522</td> <td>△12.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は全国順位を表します。</p>		H23		H24		H25		H26		H27		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比	茨城県	18(20)		30(11)	+66.7%	55(1)	+83.3%	75(1)	+36.4%	35(1)	△16.7%	全国	856		938	+9.6%	831	△11.4%	1,008	+21.3%	465	△6.6%		H23		H24		H25		H26		H27		通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比	茨城県	38(7)		87(2)	+128.9%	117(1)	+34.5%	109(1)	△6.8%	43(1)	△37.7%	全国	992		1,102	+11.1%	1,077	△2.3%	1,181	+9.7%	522	△12.4%
	H23		H24		H25		H26		H27																																																																														
	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比																																																																													
茨城県	18(20)		30(11)	+66.7%	55(1)	+83.3%	75(1)	+36.4%	35(1)	△16.7%																																																																													
全国	856		938	+9.6%	831	△11.4%	1,008	+21.3%	465	△6.6%																																																																													
	H23		H24		H25		H26		H27																																																																														
	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	通年	前年比	上期	前年同期比																																																																													
茨城県	38(7)		87(2)	+128.9%	117(1)	+34.5%	109(1)	△6.8%	43(1)	△37.7%																																																																													
全国	992		1,102	+11.1%	1,077	△2.3%	1,181	+9.7%	522	△12.4%																																																																													
<p>対応</p>	<p>○ 企業誘致の取組につきましては、本県の優れた事業環境を企業の皆様にご理解いただくため、引き続き、立地推進東京本部を中心に、重点的に企業訪問を実施いたしますとともに、セミナーや産業視察会を開催し、さらには新聞や経済誌等におきまして、整備が進む広域交通ネットワークあるいは首都圏への近接性、比較的割安な地価など、本県の立地優位性を訴えているところであります。</p> <p>＜セミナー等の実施状況（H27年度）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらき企業立地補助金等説明会                      （日時：H27.7.16、於：東京都内、参加：46社75名）</li> <li>・いばらき産業立地セミナー                      （日時：H27.10.28、於：東京都内、参加：237社503名）</li> <li>・いばらき産業立地セミナー in 大阪                      （日時：H28.2.9、於：大阪市内）</li> <li>・産業視察会【圏央道沿線地域】（日時：H28.1.27）                      【県央地域】（日時：H27.11.20）</li> </ul> <p>＜新聞広告等の実施状況（H27年度）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞広告・・・日刊工業新聞、茨城新聞</li> <li>・経済誌広告・・・週刊東洋経済</li> </ul>																																																																																						



要望事項	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について  (2) 販売促進・強化に対する支援  ② 中小企業の海外進出への支援  ⇒行政のご尽力により、平成 26 年 6 月にジェトロ茨城を開設され、県内中小企業からは積極的な海外進出支援を期待されています。中小企業の海外販路拡大に向けた展示会、商談機会の拡充、マッチング促進に向けたこれまでの取組実績と今後の利用促進に向けた施策についてお聞かせ願います。</p>																																																										
現況	<p><b>【貿易相談窓口、専門家による対応】</b>  ○ 県では、(公財)茨城県中小企業振興公社に貿易相談員および貿易アドバイザーを配置し、貿易相談窓口による海外ビジネス情報の提供や専門家による個別相談を実施することで、県内企業の海外展開を支援しております。  また、海外展開支援コーディネーター、専門家を配置し、県内中小企業の海外進出・貿易促進についてサポートしております。</p> <p>[相談件数(平成 23～27 年度)] ※平成 27 年度は 12 月末日現在の実績</p> <table border="1" data-bbox="272 819 1402 1048"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出</td> <td>160</td> <td>94</td> <td>85</td> <td>94</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>輸入</td> <td>50</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>51</td> <td>38</td> <td>29</td> <td>46</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>121</td> <td>88</td> <td>72</td> <td>70</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>382</td> <td>241</td> <td>197</td> <td>216</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【貿易等セミナーの実施】</b>  ○ 県内企業の国際ビジネスを支援するため、貿易コンサルタントによる実務研修を開催しております。  [平成 27 年度 実務研修開催状況]</p> <table border="1" data-bbox="272 1227 1402 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>実務研修名</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>9月29日 貿易取引の概要、取引交渉から契約まで</td> <td rowspan="3">延べ 45名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10月6日 輸出実務と国際物流</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10月13日 輸入実務と保険、外国為替、リスク管理</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【海外展示会への出展支援】</b>  ○ (公財)茨城県中小企業振興公社に輸出拡大支援員を配置し、海外で開催される展示会の出展支援を実施しております。食品関係の展示会については、昨年度に引き続き、シンガポールで開催された日本食等バイヤー向けの展示会「Oishii JAPAN 2015」への出展を支援いたしました。</p> <p>[展示会の概要]</p> <table border="1" data-bbox="272 1641 1402 2056"> <tbody> <tr> <td>展示会名</td> <td>Oishii JAPAN 2015</td> </tr> <tr> <td>会期</td> <td>平成 27 年 10 月 22 日(木)～10 月 24 日(土)</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>サンテックシンガポール国際会議展示場(シンガポール)</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>成長著しい東南アジア市場でビジネスを展開する食品製造、輸出入商社・卸、スーパー・小売、ホテル、レストラン関係者と、農林水産物、加工食品・飲料、食器・調理器具、食品機械、FC 本部を展開する企業・団体の方へ向けたダイレクトな商談の場、販売促進の場を提案する。</td> </tr> <tr> <td>出展企業数</td> <td>294 社 (本県出展企業数: 11 社)</td> </tr> <tr> <td>来場者数</td> <td>10,910 人 (H26 実績: 10,110 人)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H23	H24	H25	H26	H27	輸出	160	94	85	94	104	輸入	50	21	11	6	13	投資	51	38	29	46	19	その他	121	88	72	70	80	計	382	241	197	216	216		実務研修名	参加者	1	9月29日 貿易取引の概要、取引交渉から契約まで	延べ 45名	2	10月6日 輸出実務と国際物流	3	10月13日 輸入実務と保険、外国為替、リスク管理	展示会名	Oishii JAPAN 2015	会期	平成 27 年 10 月 22 日(木)～10 月 24 日(土)	会場	サンテックシンガポール国際会議展示場(シンガポール)	内容	成長著しい東南アジア市場でビジネスを展開する食品製造、輸出入商社・卸、スーパー・小売、ホテル、レストラン関係者と、農林水産物、加工食品・飲料、食器・調理器具、食品機械、FC 本部を展開する企業・団体の方へ向けたダイレクトな商談の場、販売促進の場を提案する。	出展企業数	294 社 (本県出展企業数: 11 社)	来場者数	10,910 人 (H26 実績: 10,110 人)
年度	H23	H24	H25	H26	H27																																																						
輸出	160	94	85	94	104																																																						
輸入	50	21	11	6	13																																																						
投資	51	38	29	46	19																																																						
その他	121	88	72	70	80																																																						
計	382	241	197	216	216																																																						
	実務研修名	参加者																																																									
1	9月29日 貿易取引の概要、取引交渉から契約まで	延べ 45名																																																									
2	10月6日 輸出実務と国際物流																																																										
3	10月13日 輸入実務と保険、外国為替、リスク管理																																																										
展示会名	Oishii JAPAN 2015																																																										
会期	平成 27 年 10 月 22 日(木)～10 月 24 日(土)																																																										
会場	サンテックシンガポール国際会議展示場(シンガポール)																																																										
内容	成長著しい東南アジア市場でビジネスを展開する食品製造、輸出入商社・卸、スーパー・小売、ホテル、レストラン関係者と、農林水産物、加工食品・飲料、食器・調理器具、食品機械、FC 本部を展開する企業・団体の方へ向けたダイレクトな商談の場、販売促進の場を提案する。																																																										
出展企業数	294 社 (本県出展企業数: 11 社)																																																										
来場者数	10,910 人 (H26 実績: 10,110 人)																																																										

- また、「いばらき産業大県創造基金（ものづくり応援プログラム）」を活用し、海外見本市・展示会への出展や海外販路開拓向けホームページの作成などに対する支援を行っております。

〔概要〕

中小企業等が自社製品等の販路開拓を行う目的で、見本市・展示会等への出展、市場調査、広報活動、営業力強化等を行うことに対する助成。

対象者：中小企業者（製造業）、組合・グループ等

助成額：最大100万円（助成率2/3以内、助成期間2年間以内）

【外国特許出願支援】

- 国の事業（地域中小企業知的財産戦略支援事業）を活用し、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う県内中小企業に対して出願費用の一部を助成しております。

〔平成27年度〕

実施者：（公財）茨城県中小企業振興公社

公募期間：平成27年6月2日（火）～7月10日（金）

助成総額：1,120万円

助成内容：特許 ～ 出願費用等の1/2以内（上限150万円）

意匠・商標 ～ 出願費用等の1/2以内（上限60万円）

冒認対策商標 出願費用等の1/2以内（上限30万円）

助成先：16社（茨城県中小企業外国出願支援事業審査委員会で選考し決定）

【海外展開企業のネットワークづくり】

- 海外進出サポート協議会を設置し、海外進出企業間のネットワーク構築及びこれから海外進出を検討する企業へのサポートを実施。

・組織名：海外進出サポート協議会

・設立：H26.3.19

・参加企業：55社（12月末現在）

・実績：総会1回、交流会1回、セミナー10回、ミッション1回 等

【東南アジアにおける企業支援体制の整備】

- 東南アジアのビジネスセンターとして近隣諸国のハブ機能を有しているシンガポールに県職員を派遣し、経済成長が著しい東南アジアへの県内中小企業の海外展開支援を重点的に取り組む。

・場所 シンガポール

・方法 常陽銀行現地駐在員事務所へ職員派遣

・派遣時期 平成26年8月

・主な業務

東南アジア全体の情報収集、進出企業に対する情報提供

海外進出サポート協議会や県人会等のネットワークづくり

海外展示会への出展支援

県の物産、観光等のPR

・実績 展示商談会支援12件、現地進出企業・政府機関等訪問30件 等

現

況

- 引き続き、貿易相談窓口の設置及び専門家による対応、産業大県創造基金を活用した展示会出展支援、外国特許出願支援などにより、中小企業の海外展開を支援してまいります。
- また、平成 26 年 6 月に開設されたジェトロ茨城貿易情報センターと連携し、ジェトロが持つ海外ビジネス情報を始め、海外展示会や商談会などの豊富なメニューを活用し、本県中小企業の海外展開を積極的に支援してまいります。

対  
応

[参考：平成 27 年度ジェトロ茨城貿易情報センター活動状況（H27.12 末日現在）]

- ・相談件数：615 件
- ・セミナー件数：34 回（参加延べ数 1,927 人）
- ・巡回相談件数：92 件
- ・商談会等：
  - ・海外食品バイヤー招聘
    - 1 か国 2 バイヤー 4 月 20 日～21 日 参加者 4 社
    - 3 か国 3 バイヤー 8 月 21 日～22 日 参加者 13 社
  - ・海外展示商談会
    - ベトナム 7 月 27 日, 30 日 参加者 1 社
    - タイ 9 月 17 日 参加者 2 社
    - マレーシア 9 月 29 日～10 月 2 日 参加者 3 社

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について          (3) 官公需の県内企業発注に対する支援          ① 一般競争入札参加者選定における適正な地域要件の強化等県内事業所の受注機会確保に対する支援          ⇒ 県内企業への優先発注は、地域経済活性化や雇用維持・拡大に大きく寄与します。ついては、一般競争入札参加者選定において、地域要件を含めた入札参加要件の見直しとともに、庁内各課や出先機関からの発注拡大に向け、積極的な取組みをお願いします。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 物品・役務の調達におきましては、県内事業者の受注機会を確保するため、本庁各課や出先機関に対して、一般競争入札の入札参加資格に地域要件を設定するよう通知するとともに、毎年度、これらを対象とした、研修会の開催などを通じて周知を図っています。          例えば、県内に事業所を有する事業者だけで十分な競争性を確保できる場合は、まず「茨城県内に本店を有すること」、次に「茨城県内に支店等の営業所を有すること」との地域要件を定めることを指導しております。          [会計事務局]</p> <p>○ 県では、国とともに「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、庁内各課や出先機関及び国や市町村の県内行政機関に対して、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知を図るとともに、地元中小企業者等への受注機会の拡大を働きかけています。          また、認定した事業者の新品を県が優先的に随意契約で購入できる「新分野開拓商品事業者認定制度」により事業者を認定し、「官公需確保対策地方推進協議会」において認定事業者によるプレゼンテーションを実施する等、地元中小企業の受注機会の拡大を図っています。          [商工労働部]</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 今後とも、物品・役務の調達に係る一般競争入札を行う場合の地域要件の設定については、県内事業者の受注機会の拡大を図るため、可能な限り、入札参加資格に地域要件を設定するとともに、本庁各課や出先機関に対しても研修会などを通じて引き続き適切な設定を行うよう指導してまいります。          [会計事務局]</p> <p>○ 引き続き「官公需確保対策地方推進協議会」等を通じ、地元中小企業者等への発注拡大のため、県内の行政機関に対して協力を要請してまいります。          [商工労働部]</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について                  (3) 官公需の県内企業発注に対する支援                  ②競争入札におけるダンピングの排除                  ⇒中小企業においては、生産コスト上昇による収益環境悪化が大きな経営課題であります。特に、円安による仕入調達コストの上昇、電力代・雇用確保のための人件費高騰が進むと同時に企業間の価格競争激化により、厳しい経営環境に置かれています。行政の競争入札においては、低入札調査基準価格の適正な運用によるダンピング排除と総合評価方式による入札推進等事業者への配慮を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>(建設工事について)                  土木部においては、250万円を超え1億円未満の建設工事（総合評価方式一般競争入札を除く）の入札について、最低制限価格制度を適用しており、1億円以上の建設工事及び1億円未満の総合評価方式一般競争入札により発注する建設工事については低入札価格調査制度を適用し、ダンピング防止を図っております。                  また、平成25年6月には、国の低入札価格調査基準価格の引き上げに準拠して、本県においても低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げたところであります。                  総合評価方式については、平成17年度から試行を行っており、平成27年度は一般競争入札案件全体の25%を目標としております。</p> <p>(建設コンサルタント等業務委託について)                  建設コンサルタント等業務委託においても、平成28年2月から、最低制限価格制度の対象範囲を1,000万円未満から1,500万円未満に引き上げたところであります。</p> <p>[最低制限価格制度] 最低制限価格を設定し、入札価格が最低制限価格を下回った場合に、その入札を行った者を落札者とししない制度                  [低入札価格調査制度] 調査基準価格を下回った場合に、契約が適正に履行されるかどうかを調査する制度</p>
<p>対 応</p>	<p>本県の建設工事等においては、最低制限価格、低入札調査基準価格を国に準じ決定しており、今後も適正な基準に基づき運用を図るほか、平成26年6月に改正された品確法等の基本理念や平成27年1月に策定された発注関係事務の運用に関する指針等をふまえ、引き続きダンピング防止を図ってまいります。また、総合評価方式による入札の推進を図ってまいります。</p>





<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (4) 技術開発・産学連携に対する支援                  ① 中小企業の成長分野進出への支援                  ⇒本県では、中小企業の成長分野への進出を支援するため、産学官集結した「いばらき成長産業振興協議会」を設立し、次世代自動車、環境・エネルギー、健康・医療機器、食品の 4 つの成長分野への進出や新製品開発支援に取り組まれています。県内企業にとっては、大手企業との交流促進や研究会毎の研究開発の促進への期待も大きいことから、これまでの取組成果と今後の取組方針についてお聞かせ願います。</p>																																		
<p>現 況</p>	<p>○「いばらき成長産業振興協議会」においては、①自社製品の開発と②大手企業からの新たな受注獲得を成果指標と定め、会員企業に対する支援を行っています。</p> <p>○協議会設立（平成 22 年 6 月）から現在（平成 27 年 12 月）までの成果の状況は、以下のとおりです。</p> <p><b>【成果】</b></p> <table border="1" data-bbox="261 936 1428 1413"> <thead> <tr> <th>研究会名</th> <th colspan="2">成果</th> <th>主な成果内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">次世代自動車研究会</td> <td>①製品化</td> <td>9 件</td> <td rowspan="2">炭素繊維で強化した自動車用工具の製品化，はんだ付け工程用の用具の受注等</td> </tr> <tr> <td>②受注</td> <td>33 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境・新エネルギー研究会</td> <td>①製品化</td> <td>3 件</td> <td rowspan="2">大型風力発電関連部品の受注等</td> </tr> <tr> <td>②受注</td> <td>18 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康・医療機器研究会</td> <td>①製品化</td> <td>10 件</td> <td rowspan="2">県立医療大学と連携した教材，シミュレーションキットの商品化等</td> </tr> <tr> <td>②受注</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食品研究会</td> <td>①製品化</td> <td>28 件</td> <td rowspan="2">糸引きの少ない納豆「豆乃香」関連の商品化等</td> </tr> <tr> <td>②受注</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>①製品化</td> <td>50 件</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>②受注</td> <td>62 件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【その他取組実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手企業との交流促進（交流・工場見学・商談等）95 回（3,064 社 13,559 名参加）</li> <li>・成長分野に関する情報提供（セミナー等）129 回（2,552 社 3,768 名参加）</li> <li>・大手企業等への技術提案 636 件</li> <li>・会員企業による共同研究数 36 件</li> </ul>	研究会名	成果		主な成果内容	次世代自動車研究会	①製品化	9 件	炭素繊維で強化した自動車用工具の製品化，はんだ付け工程用の用具の受注等	②受注	33 件	環境・新エネルギー研究会	①製品化	3 件	大型風力発電関連部品の受注等	②受注	18 件	健康・医療機器研究会	①製品化	10 件	県立医療大学と連携した教材，シミュレーションキットの商品化等	②受注	4 件	食品研究会	①製品化	28 件	糸引きの少ない納豆「豆乃香」関連の商品化等	②受注	7 件	合計	①製品化	50 件		②受注	62 件
研究会名	成果		主な成果内容																																
次世代自動車研究会	①製品化	9 件	炭素繊維で強化した自動車用工具の製品化，はんだ付け工程用の用具の受注等																																
	②受注	33 件																																	
環境・新エネルギー研究会	①製品化	3 件	大型風力発電関連部品の受注等																																
	②受注	18 件																																	
健康・医療機器研究会	①製品化	10 件	県立医療大学と連携した教材，シミュレーションキットの商品化等																																
	②受注	4 件																																	
食品研究会	①製品化	28 件	糸引きの少ない納豆「豆乃香」関連の商品化等																																
	②受注	7 件																																	
合計	①製品化	50 件																																	
	②受注	62 件																																	
<p>対 応</p>	<p>○今後におきましても、本事業の特徴である情報提供から製品化・受注までの一貫した支援を一層強化することにより、引き続き、会員企業による成長分野進出を促進してまいります。</p>																																		

<p>要望事項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (5) 産業廃棄物事業における規制緩和                  ① 県外からの産業廃棄物搬入時の規制緩和および申請認可までの期間短縮                  ⇒本県においては、県外からの産業廃棄物を搬入して処理する際に「事前協議制度」があり、負担となることから廃止または届出制にするなどの規制緩和を凶っていただきたいと考えます。関東地区で、事前協議制度を設けている県においても、従前より大幅な規制緩和を実行するなど、利便性向上に取り組んでいることから、本県においても効率化促進の観点より善処願うものです。                  また、産業廃棄物業における以下の各種申請から認可までの期間短縮についても併せて要望します。                  (ア) 産業廃棄物処理業の新規許可、更新許可、変更許可の申請                  (イ) 許可証の書換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請</p>
<p>現況</p>	<p>○県内搬入事前協議制度について                  事前協議の廃止については、事前協議は廃棄物の搬入を制限するものではなく不適正処理の防止を目的としており、廃止した場合、適正処理の確保が困難になるおそれがあることや、隣接県においても事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点で廃止は考えにくいところです。                  事前協議の規制緩和については、平成21年4月には「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」、「事前協議の有効期間の3年から5年への延長（但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま）」を、平成23年4月には、「県内の処分業者が事前協議手続きを行うことが可能」、「処分業者が優良認定業者の場合は協議不要」など、規制緩和を凶ってきています。                  (ア) 産業廃棄物処理業における各種申請から許可までの期間短縮について                  産業廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請は、年間で1,300件から1,500件ございますが、その審査については、事務処理の合理化等を進め、標準処理期間が犯歴照会期間を含めて60日間（土日祝日を除く。従って、3カ月近くとなる。）であるところを、概ね2カ月程度で審査が終了するようにしているところです。                  (イ) 許可証の書き換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請について                  許可証の書換えを伴う変更届につきましては、届出受理後、2週間程度で新たな許可証を返送しているところです。                  許可証の書換えを伴う許可申請につきましては、事例が少ないのですが、新規の設置と同様に騒音・振動等周辺環境に与える影響が大きく、他法令にも多岐にわたり関連するため慎重な審査が必要と考えております。</p>
<p>対応</p>	<p>○県内搬入事前協議制度について                  今後については、廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。                  (ア) 産業廃棄物処理業における各種申請から許可までの期間短縮について                  今後も、事務手続の見直し等による、迅速な事務処理に努めてまいります。                  (イ) 許可証の書換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請について                  申請等があった場合は、迅速な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多岐である地元企業の安定化・活性化について                  (6) 税制優遇への継続的な取組み                  ①法人実効税率の軽減および事業承継税制の優遇措置拡充                  ⇒地方創生の観点からも、国内企業の海外移転を抑制し、地域における中小企業が十分な存立基盤を保つためには、法人実効税率軽減の早期実現は不可欠と言えます。そうしたことから、「法人実効税率 25%」の早期実現に向け、地方税低減を図るとともに、更なる法人税の引下げなど、国への働きかけをお願いします。また、円滑な事業承継がなされ、地域産業の維持、拡充を図るためには、相続や遺贈、贈与にかかる税制の優遇措置が必要なことから、新事業承継税制の優遇適用範囲の緩和についても併せて要望します。</p>																		
<p>現 況</p>	<p>【法人実効税率の引下げ】                  ○ 平成 28 年度税制改正において、法人税率の引下げ及び法人事業税所得割の税率引下げによって、国・地方を通じた法人実効税率は平成 28 年度に 29.97%となり、更に平成 30 年度には、29.74%となることとされております。                  併せて、この税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大により財源をしっかりと確保することとされ、そのうち、法人事業税の外形標準課税の拡大により負担増となる事業規模が一定以下の法人については、負担増を軽減するための措置が取られることとされております。</p> <table border="1" data-bbox="312 943 1402 1128"> <tr> <td></td> <td>平成 27 年度</td> <td></td> <td>平成 28・29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> </tr> <tr> <td>法人税率</td> <td>23.9 %</td> <td rowspan="3">→</td> <td>23.4 %</td> <td>23.2 %</td> </tr> <tr> <td>法人事業税所得割※</td> <td>6.0 %</td> <td>3.6 %</td> <td>3.6 %</td> </tr> <tr> <td>国・地方を通じた法人実効税率</td> <td>32.11%</td> <td>29.97%</td> <td>29.74%</td> </tr> </table> <p>※平成 28 年度までは地方法人特別税を含む</p> <p>【事業承継税制】(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例)                  ○ 平成 25 年度税制改正において、事業承継税制の適用要件の緩和や手続の簡素化等が行われ、平成 27 年 1 月より施行されております。                  また、平成 28 年度与党税制改正大綱において、個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上の問題に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討することとされております。</p>		平成 27 年度		平成 28・29 年度	平成 30 年度	法人税率	23.9 %	→	23.4 %	23.2 %	法人事業税所得割※	6.0 %	3.6 %	3.6 %	国・地方を通じた法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%
	平成 27 年度		平成 28・29 年度	平成 30 年度															
法人税率	23.9 %	→	23.4 %	23.2 %															
法人事業税所得割※	6.0 %		3.6 %	3.6 %															
国・地方を通じた法人実効税率	32.11%		29.97%	29.74%															
<p>対 応</p>	<p>○ 要望の趣旨を踏まえ、国における法人実効税率の引下げ及び事業承継税制の改正に係る検討状況等を注視し、適切に対応してまいります。</p>																		

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (7) 環境保全・省エネへの取組み支援                  ① 再生可能エネルギー分野への進出促進                  ⇒エネルギーの地産地消の推進、地域における新たな産業の立地、更には雇用の拡大等に繋げるため、今後更なる成長が見込まれる再生可能エネルギー分野への企業の進出や、新製品・新技術の開発を支援するよう要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ いばらき成長産業振興協議会（環境・新エネルギー研究会）の活動を通して、再生可能エネルギー分野に関するセミナーや現場見学会を開催するとともに、コーディネータによる競争的資金の獲得支援等を行い、県内企業による同分野への進出と、新製品や新技術の開発を支援しております。</p> <p>【H27 年度取組実績（平成 27 年 12 月末現在）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電に係る講演会（5 月）</li> <li>・ 日立製作所 5 MW 風力発電システム見学会（5 月）</li> <li>・ 地中熱の家見学会（6 月）</li> <li>・ 省エネルギーセミナー（8 月，11 月）</li> <li>・ レアメタルリサイクルセミナー（10 月）</li> <li>・ リサイクル工場見学会（12 月）</li> </ul> <p>【H27 年度取組成果（平成 27 年 12 月末現在）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風力発電メンテナンス業務受注 3 件</li> <li>・ 風力発電システム部品受注 2 件</li> </ul>
<p>対 応</p>	<p>引き続き、市場動向や大手企業等の発注ニーズ等を適時把握することにより的確な情報提供を行い、県内企業の再生可能エネルギー分野への参入等を支援してまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>1. 地域発展への貢献が多大である地元企業の安定化・活性化について                  (7) 環境保全・省エネへの取組み支援                  ②各企業の省エネ対策に向けた補助金および税制優遇支援                  ⇒震災以後の原発不稼働により、電力資源の多くを輸入に依存している我が国において円安傾向が加速することは、製造業を中心とした企業の生産コスト増加を膨張させ、競争力低下を招きます。そうした状況下、自発的に節電、省エネに取り組む企業の設備導入補助金や税制優遇による支援拡充を図るなど、環境保全に配慮した行政支援を要望します。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 現在、県では、省エネに取り組む企業に対して以下の支援事業を実施しております。</p> <p>◆ 茨城エコ事業所登録制度                  県内事業所を対象とした、県独自の簡易な環境マネジメントシステム                  ・内容 省エネ・省資源などの取組を積極的に実践している事業所を「茨城エコ事業所」として登録・PR                  ・登録数 1,899件 (H27年12月末)</p> <p>◆ 環境保全施設資金融資制度                  省エネ設備や再生可能エネルギー設備を導入する中小企業への県独自の融資制度                  ・融資対象 LED照明, 高効率空調機器, 太陽光発電設備等の設備導入                  ・融資限度額 一事業当たり500万円                  ※ただし, 再生可能エネルギー設備等, 知事が必要と認めた場合は1,500万円                  ・利子補給率 ①と②を満たす事業所: 融資利率分 (実質金利は無利子)                  ①を満たす事業所: 0.9%                  ※条件: ①茨城エコ事業所に登録, ②省エネルギー対策実施計画書を提出                  ・融資実績 25件 (H21年度からH27年12月末)</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 引き続き上記の支援事業を推進してまいりますとともに、さらに、自発的に節電、省エネに取り組む企業に対する支援を強化していけるよう努めてまいります。</p>

要望事項

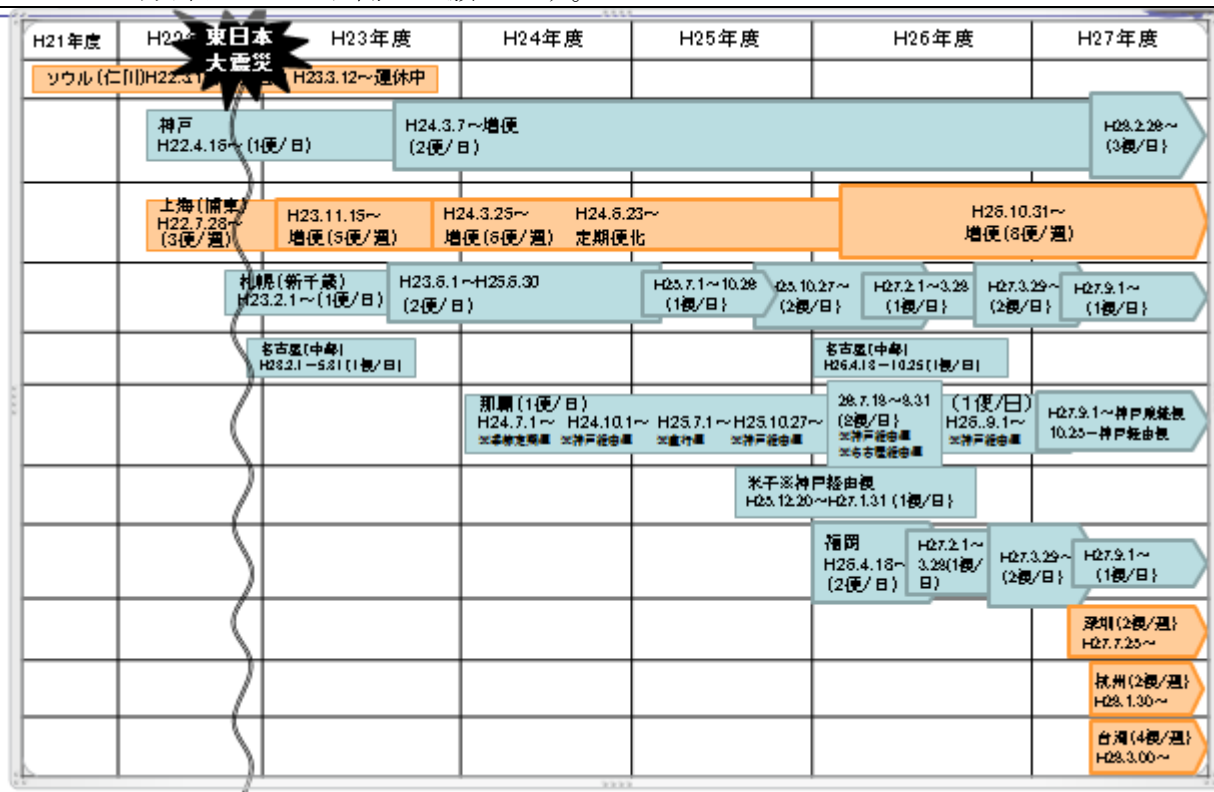
2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について  
 (1) 茨城空港の整備促進・利便性向上

① 茨城空港の利便性向上

⇒茨城空港開港後5年が経過しましたが、関係団体のご尽力により着実に利便性が向上しています。県内企業からも路線拡充への期待は大きいことから、現行路線を着実に確保するとともに、積極的なLCC誘致による国内外の路線拡充にご尽力願います。

路線拡充については、地方創生の観点から観光顧客誘致のための増便と6次産業化発展のための貨物便運航への取組みが重要と考えます。現在の取組状況と今後の方針についてお聞かせ願います。

現況



対応

- 国内線については、札幌、神戸、福岡、那覇（神戸経由）便が運航されております。運航会社であるスカイマーク社が、現在経営再建中ではありますが、同社と連携しながら利用促進に努め、搭乗実績の向上を図ってまいります。国際線については、上海、深圳、杭州便が運航されておりますが、3月には台湾のLCCによる台北便も就航予定であるなど、路線の充実が図られてまいりました。
- なお、路線の定着及び充実のためには、まずは現行路線の利用促進を図り、搭乗実績を向上させていくことが重要と考えておりますので、引き続き茨城空港利用促進等協議会をはじめ、官民一体となった利用促進に全力で取り組んでまいります。
- 貨物便の運航についてですが、空港施設が大型機に対応していないことや夜間の運用ができないことなど、貨物便の運航のための環境が整備されていないことから誘致は難しいものと考えております。  
 一方で、これまでも、春秋航空上海便が、毎月10~40トン程度のベリー貨物での衣料品等の輸入を行っており、今年4月には貨物施設が供用開始をされ、さらには、7月からの税関の茨城空港への常駐化も予定されていることから、貨物取扱の利便性の向上が図られることとなります。

要望事項	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について</p> <p>(1) 茨城空港の整備促進・利便性向上</p> <p>② 空港へのアクセスの良化</p> <p>⇒茨城空港の現行路線運航実績向上や、新規就航路線誘致のためには、より一層の空港までのアクセス整備が必要と考えます。県内および北関東主要都市から空港に繋がる<u>アクセス道路促進</u>ならびにバス路線拡充に向けた現在の取組状況や今後の方針についてお聞かせ願います。</p>
現況	<p><b>【これまでに実施した事業】</b></p> <p>(一) 紅葉石岡線 事業期間：H13～H20 事業区間：鉾田市紅葉～小美玉市上吉影 延長：L = 2. 8 k m 事業費：約 2 3 億円</p> <p>(一) 茨城空港線 事業期間：H14～H21 事業区間：小美玉市与沢～小美玉市川戸 延長：L = 2. 8 6 k m 事業費：約 3 1 億円</p> <p><b>【現況】</b></p> <p>常磐自動車道千代田石岡 I C から茨城空港を経て、東関東自動車道水戸線茨城空港北 I C を結ぶ延長約 30 k m について、下記 3 路線で構成する百里飛行場連絡道路として計画しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道 6 号千代田石岡バイパス</li> <li>・ 国道 355 号玉里石岡バイパス</li> <li>・ (仮称) 百里飛行場南北線</li> </ul> <p>このうち国道 6 号千代田石岡バイパスについては、国による事業が進められております。(H26 末進捗率：64%)</p> <p>また、常磐自動車道の石岡小美玉スマート I C と茨城空港を結ぶアクセス道路の整備について今年度から事業化しており、小美玉市の区間において設計及び用地測量に伴う地元説明を開催したところです。</p>
対応	<p><b>【国道 6 号千代田石岡バイパス】</b></p> <p>難航している用地を含め、早期の用地取得など事業促進に努めるとともに、着実に工事の進捗が図られるよう、国に強く働きかけてまいります。</p> <p><b>【国道 355 号玉里石岡バイパス及び(仮称)百里飛行場南北線】</b></p> <p>空港の利用状況や利用者のニーズ、当地域の開発構想の進展などを十分に考慮し、国道 6 号千代田石岡バイパスの事業推移を勘案しながら、具体化について検討を行ってまいります。</p> <p><b>【常磐自動車道から茨城空港へのアクセス道路整備】</b></p> <p>空港利用も増えておりますことから、利便性向上のためにも早期整備に努めてまいります</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について                  (1) 茨城空港の整備促進・利便性向上                  ② 空港へのアクセスの良化                  ⇒茨城空港の現行路線運航実績向上や、新規就航路線誘致のためには、より一層の空港までのアクセス整備が必要と考えます。県内および北関東主要都市から空港に繋がるアクセス道路促進ならびに<b>バス路線拡充</b>に向けた現在の取組状況や今後の方針についてお聞かせ願います。</p>																																																
<p>現 況</p>	<p>○ 茨城空港連絡バス                  民間事業者により、茨城空港への高速バス・路線バスが運行されている。</p> <table border="1" data-bbox="284 813 1423 1294"> <thead> <tr> <th>方面</th> <th>運行形態</th> <th>運行会社</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京駅</td> <td>高速</td> <td>関東鉄道</td> <td>6 往復</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水戸駅</td> <td>高速</td> <td>関東鉄道・茨城交通</td> <td>4.5 往復</td> <td>土日は1往復増便</td> </tr> <tr> <td>路線</td> <td>関鉄グリーンバス</td> <td>6 往復</td> <td></td> </tr> <tr> <td>つくば駅</td> <td>高速</td> <td>関東鉄道</td> <td>2 往復</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石岡駅</td> <td>路線</td> <td>関鉄グリーンバス</td> <td>15 往復</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常陸太田</td> <td>高速</td> <td>茨城交通</td> <td>1 往復</td> <td rowspan="2">(水戸駅経由)</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか</td> <td>高速</td> <td>茨城交通</td> <td>1 往復</td> </tr> <tr> <td>新鉾田駅</td> <td>路線</td> <td>関鉄グリーンバス</td> <td>1 往復</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽鳥駅</td> <td>市内循環</td> <td>市の委託事業</td> <td>6 往復</td> <td>H25.10 開設</td> </tr> </tbody> </table>	方面	運行形態	運行会社	頻度	備考	東京駅	高速	関東鉄道	6 往復		水戸駅	高速	関東鉄道・茨城交通	4.5 往復	土日は1往復増便	路線	関鉄グリーンバス	6 往復		つくば駅	高速	関東鉄道	2 往復		石岡駅	路線	関鉄グリーンバス	15 往復		常陸太田	高速	茨城交通	1 往復	(水戸駅経由)	ひたちなか	高速	茨城交通	1 往復	新鉾田駅	路線	関鉄グリーンバス	1 往復		羽鳥駅	市内循環	市の委託事業	6 往復	H25.10 開設
方面	運行形態	運行会社	頻度	備考																																													
東京駅	高速	関東鉄道	6 往復																																														
水戸駅	高速	関東鉄道・茨城交通	4.5 往復	土日は1往復増便																																													
	路線	関鉄グリーンバス	6 往復																																														
つくば駅	高速	関東鉄道	2 往復																																														
石岡駅	路線	関鉄グリーンバス	15 往復																																														
常陸太田	高速	茨城交通	1 往復	(水戸駅経由)																																													
ひたちなか	高速	茨城交通	1 往復																																														
新鉾田駅	路線	関鉄グリーンバス	1 往復																																														
羽鳥駅	市内循環	市の委託事業	6 往復	H25.10 開設																																													
<p>対 応</p>	<p>○ アクセス道路の整備については、県が地元市と連携し、常磐道石岡小美玉スマート I.C から空港まで直結する道路の整備に着手しているところです。</p> <p>○ また、地元市事業として、常磐道岩間 I.C と広域農道（メロンロード）を結ぶ市道整備も実施されているところです。</p> <p>○ なお、現在、北関東主要都市と空港間を直接結ぶバス路線はございませんが、北関東ライナー（バス）が、水戸・ひたちなかー J R 宇都宮駅間を 1 日 6 往復運行しております。</p> <p>○ 今後とも、更なる公共アクセスの充実により、空港利用者の利便性の向上を図るため、北関東主要都市等からのバス運行の充実につつまして、引き続き、交通事業者に働きかけてまいります。</p>																																																



<p>要望事項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について                  (2) 高速道路網の整備促進・利便性向上                  ① 東関東自動車道水戸線の早期全線開通                  ⇒ 東関東自動車道水戸線の全線開通は、鹿行～水戸間の利便性向上に加え、茨城空港へのアクセス良化に繋がる重要な課題と言えます。早期開通に向け、計画に対する現在の進捗状況と整備予算の確保状況についてお聞かせ願います。</p>
<p>現況</p>	<p>○ 東関東自動車道水戸線                  計画区間：東京都練馬区～茨城県水戸市 延長：約143km 県内延長：約51km</p> <p>H27 事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 潮来 IC～(仮)銚田 IC 間 約31km                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主体：国土交通省</li> <li>・ H27 国の予算：39.7 億円 (別途用地国債 20 億円)</li> <li>・ 事業状況：用地取得，工事</li> <li>・ 用地進捗率 約7割 (H27.12 末現在)</li> </ul> </li> <li>■ (仮)銚田 IC～茨城空港北 IC 間 約9km                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主体：東日本高速道路(株)</li> <li>・ H27 ネクスコ予算：非公表</li> <li>・ 事業状況：用地取得，工事</li> <li>・ 用地進捗率 約97% (H27.12 末現在)</li> </ul> </li> </ul> <p>県内約51km うち約11km供用中 ※事業中区間のIC名称は仮称</p> <p>東関東水戸線 潮来 麻生 北浦 銚田 茨城空港北 北関東道</p> <p>供用区間約2km 国土交通省施行 約31km 東日本高速道路(株)施行 約9km 供用区間約9km</p> <p>開通目標 未定 H29 年度</p>
<p>対応</p>	<p>○ 東関東自動車道水戸線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 潮来 IC～(仮)銚田 IC 間                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一日も早い全線開通に向け、十分な予算の確保とそれに基づく整備促進を国に対し強く働きかけてまいります。</li> <li>・ 早期用地取得を図るため、地元3市(潮来市, 行方市, 銚田市)と一体となって国に全面的に協力してまいります。</li> </ul> </li> <li>■ (仮)銚田 IC～茨城空港北 IC 間                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一日も早い開通に向け整備促進を東日本高速道路(株)に対し強く働きかけてまいります。</li> </ul> </li> </ul>

<p>要望事項</p>	<p>2. 県土発展を支える基盤となる産業インフラの整備促進・利便性向上について                  (3) 工業用水の改善                  ①工業用水使用料の低減                  ⇒工業用水は、製造業にとっての「産業の血液」であり、低廉かつ安定供給は不可欠と言えます。これまでも段階的に料金の引下げ実施をされるなど、企業局の努力は理解できるものでありますが、責任水量制を採用する本県の事業区域のなかには、料金とは別に経営経費負担金があるなど、総じて近隣他県と比較し割高感は拭えません。これまでの回答において、平成 27 年度までは償還金のピーク等により、財政は厳しいとのことでしたが、今後の見通しについてはいかがでしょうか。各事業区域の使用水量を精査し、従量料金制導入時の適正料金をシュミレーションするなど、工業用水使用料低減への取組みをお願いします。工業用水は、流通面での産業インフラと併せ、企業誘致には欠かせない要件であると考えます。</p>
<p>現況</p>	<p>○ 本県の工業用水道事業については、地下水等水源が豊富であった事などから、工業用水道の施設整備が比較的后発となったことによる建設費の増嵩、水源開発に多大の期間と費用を要したことに加え、企業立地が広範囲である等の地理的要因により配管設備に多額の費用を要したことなどから、減価償却費が多くなっております。</p> <p>○ また、多大な建設費用を賄うため、企業債などの借入金により資金調達している事から、支払利息の負担が多くなってきている状況にあります。</p> <p>○ このため、企業局経営戦略を策定し、維持管理の削減や合理化及び高金利企業債の低利資金への借換えや企業債等の繰上償還による固定経費経費の低減など経営の健全化に努めているところです。</p> <p>○ 一方で本県の工業用水道事業においては、昭和 40 年代から給水開始している施設があり、安定供給を確保するため浄水場施設の老朽化対策や東日本大震災を踏まえた工業用水道配水管の耐震化が必要となっている状況にあります。</p>
<p>対応</p>	<p>○ 引き続き、経費節減効果の高い企業債の補償金免除繰上償還や水資源機構への割賦負担金の繰上償還の拡充について関係省庁等に要望するとともに、浄水場の運転管理の見直し等による経費節減を図って参ります。</p> <p>○ 本県の工業用水道料金については、3 年ごとに見直すこととしており、今年度がその時期となっていることから、全事業において平成 26 年度決算を踏まえ、今後の収支を精査するなどの見直し検討を進めているところです。</p> <p>○ また、国において基準料金が撤廃されたことから、経営経費負担金をなくして条例料金に一本化する方向で検討を進めております。</p> <p>○ 更新投資等の縮減策としては、現在着手もしくはこれから予定している建設工事について、設計や工法、機械単価の見直しを行って事業費の縮減を図るほか、工業用水施設の更新時期について劣化状況を把握したうえで機能診断や物理的評価に基づく現実的な施設寿命を設定して、各設備の長寿命化を図って参ります。</p>

平成 27 年度県政要望に係る現況・対応

各課において対応

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について          (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化          ①各種申請・届出書類全様式及び記入例・留意点のインターネットによるダウンロード          ⇒県内企業より、利便性向上の観点から「申請・届出様式ダウンロードサービス」からダウンロード可能な書類数増加を求める声が寄せられております。昨年度の回答において、約 4,000 様式のうち 56%程度がダウンロード可能とのことですが、掲載様式の充実等利用者支援に対する現在までの取組状況についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 申請・届出様式ダウンロードサービスにおける様式については、各課において、記入上や提出する際の注意事項や参考となる事項を明記するほか、情報が不足する場合には説明ページへのリンクを設けるなど、利便性の向上を図っているところです。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 県民サービス向上の観点から、引き続き掲載様式の充実及び分かりやすい説明を記載するよう努めてまいります。          また、利用者に配慮したページ作りを心がけ、利便性の向上に努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について                  (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化                  ②行政手続きの簡素化、申請窓口の一本化                  ⇒県内企業からの要望として、行政手続きの簡素化や申請窓口の一本化による効率化を求める声が依然として多く挙げられております。事務手続きの煩雑さは、生産性の停滞を招くことから、引き続き鋭意ご尽力願います。「第6次行政改革大綱」で掲げる「規制の廃止・緩和・行政手続簡素化等を30事務について実施」への取組状況と今後の方針についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○ 「第6次行財政改革大綱」における取組目標である「規制の廃止・緩和・行政手続簡素化等を30事務について実施」の平成26年度までの実績は、13事務（累計）となっております。</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 事業活動の活性化や県民の利便性向上のため、より一層徹底した自己点検を実施するとともに、関係団体や県内立地企業等、規制を受ける側や行政手続を行う側からの具体的な改善要望もお聞きしながら、引き続き、目標達成に向け取り組んでまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について                  (1) 申請書類・手続きの簡素化・統一化                  ③高年齢雇用継続給付支給申請における緩和                  ⇒高年齢者雇用継続給付の受給実績は、年々増加傾向にあります。この給付金制度は、高年齢者の収入補填となるため、労使双方にとって効果的と言えます。しかし、給付支給申請が年 6 回となるため、企業の事務負担増加となっています。ついては、申請頻度に加え、申請方法についても弾力的に対処してもらえよう要望します。</p>																													
<p>現 況</p>	<p>◆高年齢雇用継続給付の概要                  ・基本手当を受給していない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があり、基本的には賃金が低下した被保険者の方に給付金が支給される制度                  ・給付金の額は、60 歳以降の各月に支払われた賃金の原則 15%</p> <p>(支給要件)                  ①60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者であること。                  ②被保険者であった期間が 5 年以上であること。                  ③原則として 60 歳時点と比較して、60 歳以後の賃金が 60 歳時点の 75% 未満となっていること。                  ④高年齢再就職給付金については、再就職の前日における基本手当の支給残日数が 100 日以上あること。</p> <p>◆高年齢雇用継続給付の年度別実績                  下記のとおり年々受給者実人員、支給金額とも増加傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="293 1261 1133 1543"> <thead> <tr> <th colspan="5">高年齢雇用継続給付</th> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">基本給付金</th> <th colspan="2">再就職給付金</th> </tr> <tr> <th>受給者 実人員</th> <th>支給金額 (千円)</th> <th>受給者 実人員</th> <th>支給金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>151,624</td> <td>3,807,682</td> <td>53</td> <td>1,562</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>158,262</td> <td>3,970,336</td> <td>50</td> <td>1,352</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>163,131</td> <td>4,096,050</td> <td>19</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table>	高年齢雇用継続給付						基本給付金		再就職給付金		受給者 実人員	支給金額 (千円)	受給者 実人員	支給金額 (千円)	平成 24 年度	151,624	3,807,682	53	1,562	平成 25 年度	158,262	3,970,336	50	1,352	平成 26 年度	163,131	4,096,050	19	422
高年齢雇用継続給付																														
	基本給付金		再就職給付金																											
	受給者 実人員	支給金額 (千円)	受給者 実人員	支給金額 (千円)																										
平成 24 年度	151,624	3,807,682	53	1,562																										
平成 25 年度	158,262	3,970,336	50	1,352																										
平成 26 年度	163,131	4,096,050	19	422																										
<p>対 応</p>	<p>○ 高年齢雇用継続給付支給申請における事務負担については、要求趣旨をお伝えしてまいります。</p>																													

<p>要 望 事 項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について                  (2) 各種制度等の情報提供・広報周知                  ①各種支援制度の情報提供強化                  ⇒本県においても、様々な補助金・助成金等支援制度に積極的に取り組んでいただいておりますが、真に支援が必要とされる中小企業からは、応募・申請が煩雑であること、また相談窓口が分かりにくく、申請期限に合わせた余裕のある対応ができないとの意見が多く寄せられております。利用者の観点から分かりやすい周知と申請サポートを推進するとともに、関係団体と連携を密にした情報提供の強化を要望します。</p>																		
<p>現 況</p>	<p>○ 県では、本県の産業関連情報を一元的にまとめた「産業大県ポータルサイト」を開設しております。                  当サイトは、本県の産業の姿を県内外に情報発信し、県内産業の活性化を推進することを目的として開設したもので、交通ネットワーク体系や科学技術の集積、工業団地、各種施策情報など「産業大県づくり」を進める本県の産業関連情報を集約した内容となっています。</p> <p>ホームページアドレス：<a href="http://www.sangyou.pref.ibaraki.jp/index.cgi">http://www.sangyou.pref.ibaraki.jp/index.cgi</a></p> <p>○ また、同サイトに「中小企業支援施策活用ガイドブック」を掲載し、各種支援施策の概要、問合せ先等を案内しているところです。</p> <p><b>【主な掲載内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知りたい（名産品，産業データ）</li> <li>・研究開発・技術開発をしたい（科学技術，産学官連携）</li> <li>・資金調達したい（融資・貸付，補助金情報）</li> <li>・進出したい（インフラ整備状況，工場立地法）</li> <li>・起業したい（つくば創業プラザ，ベンチャープラザ）</li> <li>・ビジネスパートナーを見つけたい（県内企業データベース）</li> <li>・働きたい（就職支援，求人情報，男女共同参画支援）</li> <li>・技術を身につけたい（産業技術専門学院，産業支援機関）</li> <li>・見たい・行きたい（観光情報，商店街情報）</li> <li>・中小企業支援施策活用ガイドブック                  （金融，経営，商店街，観光，人材育成，労働環境整備に関する支援策） 等</li> </ul> <p><b>【アクセス数】</b> (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="352 1576 1281 1805"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ訪問者数</th> <th>延べページアクセス件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>43,090</td> <td>152,430</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>33,906</td> <td>131,602</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>34,156</td> <td>90,052</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>26,819</td> <td>132,559</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>31,843</td> <td>111,447</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 訪問者数は、産業大県ポータルサイトのトップページに入った件数                  ※ H27年度は、H27年4月～12月（9ヶ月間）のアクセス件数</p>	年度	延べ訪問者数	延べページアクセス件数	H23	43,090	152,430	H24	33,906	131,602	H25	34,156	90,052	H26	26,819	132,559	H27	31,843	111,447
年度	延べ訪問者数	延べページアクセス件数																	
H23	43,090	152,430																	
H24	33,906	131,602																	
H25	34,156	90,052																	
H26	26,819	132,559																	
H27	31,843	111,447																	
<p>対 応</p>	<p>○ 引き続き、本県の産業の姿を広く県内外にアピールするとともに、各種制度等の周知を図るため、サイトの広報周知及び掲載内容の充実に努めてまいります。</p>																		

<p>要望事項</p>	<p>3. 産業の活性化にも繋がる行政サービスの更なる向上について                  (2) 各種制度等の情報提供・広報周知                  ②「マイナンバー制度」・「ストレスチェック」等への対応支援                  ⇒「マイナンバー制度」や改正労働安全衛生法の「ストレスチェック」導入により、各企業の実務担当者はその対応に苦慮されています。そうした新たな社会基盤（インフラ）や労働安全衛生法改正への円滑な対応のための行政支援を要望します。</p>
<p>現況</p>	<p><b>【マイナンバー】</b>                  ○ マイナンバー制度が始まり、各企業は、平成 28 年 1 月以降、税や社会保障の手続で従業員等の個人番号（マイナンバー）を取り扱うこととなりました。                  また、制度の導入に伴い、税務・社会保険関係で多くの様式が変更されました。</p> <p>○ 各企業において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の適正な取扱いが必要であり、国の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に、安全管理措置の考え方や手法が例示されています。                  （例）・個人番号や個人情報を取り扱う場合の社内規程の整備、運用                  ・社内研修・教育の実施                  ・情報管理の組織体制や漏えい防止対策 など  <span style="float: right;">〔企画部〕</span></p> <p><b>【ストレスチェック】</b>                  ○ 「ストレスチェック」につきましては、平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者に義務づける制度が創設され、平成 27 年 12 月より施行となりました。</p> <p>○ 県では、労働政策課ホームページや部メールマガジンにより、制度の概要や国で示された導入マニュアルを紹介するなど、各企業での円滑な導入に向けて周知広報を行っております。</p> <p>○ また、茨城産業保健総合支援センター（独立行政法人 労働者健康福祉機構）では、ストレスチェック制度に関する研修や専門家による訪問支援等を行っており、具体的な支援等が必要な事業場については当該センターを適宜紹介するなど、情報提供を行っております。  <span style="float: right;">〔商工労働部〕</span></p>
<p>対応</p>	<p><b>【マイナンバー】</b>                  ○ 県では、平成 27 年 6 月から 8 月までに、税務署や茨城労働局、年金事務所と連携して、事業者向けのマイナンバーセミナーを、4 日間、計 7 回にわたり開催し、延べ 1,811 人に対し、マイナンバー制度への対応について説明を行ったところです。</p> <p>○ 国では、マイナンバー制度の問い合わせ先として「マイナンバー総合フリーダイヤル」を設けるとともに、中小企業向けのパンフレットや資料の提供を行うほか、経済産業省では、中小企業向けの説明会を、全国 47 都道府県で、100 回にわたり開催しています。</p> <p>○ また、国税、地方税、雇用保険などの個人の手続や様式の変更に関しては、各省庁のホームページに情報が掲載されており、各手続の窓口において問い合わせに対応しております。</p> <p>○ 今後とも国や市町村と連携して、事業者向けの対応を検討してまいります。  <span style="float: right;">〔企画部〕</span></p> <p><b>【ストレスチェック】</b>                  ○引き続き、茨城労働局等とも連携を図りながら、ホームページ等による情報提供や茨城産業保健総合支援センターの支援策等についての周知に努めてまいります。  <span style="float: right;">〔商工労働部〕</span></p>

要 望 事 項	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>①若者の県内企業就労および育成・定着の支援</p> <p>⇒「地方創生」実現の根幹に関わる、本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県行政としても「地域産業人材U I J ターン定着促進事業」を発足し、積極的な取組みをされています。一方、県内企業においても、経済指標の上向きや長期的な雇用確保の観点から、若者の安定した採用を課題と捉えるなかで、行政が主催する「大好きいばらき企業説明会」への参加企業が増加、申込件数は定数の3倍以上に達し、抽選となるなど積極的な採用に努めております。今後は、開催頻度や開催地域を増やすなど、申込を希望する企業が可能な限り参加できるよう配慮願います。若者の県内企業就労と定着は、本県の最重要課題の一つであることから、関係諸機関マターではなく、県行政を中心に以下の具体的施策への取組強化を要望します。</p> <p>(ア) 産学連携した「インターンシップ」事業への支援強化  (イ) 「大好きいばらき企業説明会」「大好きいばらき就職説明会」の効果的な開催  (ウ) 「採用選考に関する指針」を踏まえた採用活動の行政支援  (エ) 労働市場によらない摩擦的失業回避に向けた若者の就労定着の支援  (オ) 学生の職業意識向上に対する啓蒙・教育</p>
現 況	<p>○ 県内中小企業が希望する人材を確保できるよう、高校や大学の卒業者と県内企業とをマッチングする企業説明会や就職面接会を、年間で延べ十回程度開催しているところであります。平成 27 年度におきましては、「大好きいばらき就職面接会」への企業の応募が多く、参加できない企業が多く生じたことから、例年の9月以外に10月にも追加開催したほか、今年度開始の都内での「大好きいばらき企業面接会 in 東京」を8月の面接解禁直後だけでなく、追加で12月にも開催したところであります。</p> <p>○ また、県内6ヶ所に設置している「いばらき就職支援センター」においては、県内中小企業からの求人が確保できるよう、企業ニーズにマッチした求職者を紹介しておりますほか、新規学卒者のみならず、一般の離職者につきましても、地区毎に就職面接会を開催するなど、地域の中小企業が必要とする多様な人材の確保に努めているところであります。</p> <p>○ さらに、今年度から新たに、県内外の大学や産業界と連携し、学生の県内企業への就職を促進する「U I J ターン・定着促進事業」に取り組んでいるところであります。</p> <p>○ また、県内の大学におきましても、地元企業による学内等での説明会や、大学の就職担当者と企業の採用担当者との交流会を開催するなど、地元企業の人材確保を支援しております。</p> <p>○ 一方、県内中小企業への就職者を増やしていくためには、それぞれの企業の魅力を発信することも重要でありますので、大手の就職情報サイトを活用し、首都圏や県内の学生に向けて、最新の就職情報や企業情報の発信に努めておりますとともに、県内企業でのインターンシップや県内企業を巡る「魅力発見バスツアー」も実施しているところであります。</p> <p>○ 今後は、このような取組に加えまして、若者の正規雇用に熱心な「若者応援企業宣言事業所」などの県内中小企業を積極的にPRするとともに、こうした宣言事業所の就職面接会への参加を促進することなどにより、中小企業の人材確保を支援してまいります。</p>





<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について                  ②人口減少に対応した少子化対策                  ⇒人口減少克服は、本県の「地方創生」実現の要諦と言えます。そのためには、結婚、出産、子育ての環境整備に最優先で取り組むべきと考えます。本県においては、行政のご尽力により「いばらき出会いサポートセンター」が着実に機能しており、安定した成婚実績を挙げていることから、今後は、出産、子育てのための医療・保育施設の充実を図るとともに、経済面での子育て支援を強化することで、全国平均以上の出生率が安定的に維持されるものと考えます。こうした若者が結婚、出産、子育てに希望を持てるような県づくりを推進し、少子化に歯止めをかけるよう要望します。</p>																																		
<p>現況</p>	<p>&lt;結婚支援&gt;                  ○ 本県では、「いばらき出会いサポートセンター」が中核となって、若者の出会いの相談やお見合いの仲介をボランティアで行う「マリッジサポーター」や、NPOや業界団体などで構成する「いばらき出会い応援団体」が、地域ぐるみでの結婚支援活動を行っています。</p> <p>【活動実績】（H27. 12. 31 現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出会いサポートセンター会員数：2,781人（男性1,658人，女性1,123人）</li> <li>・ 成婚数（累計）：1,488組</li> <li>・ ふれあいパーティ開催回数（累計）：1,796回</li> <li>・ マリッジサポーター数：935人（男性548人，女性387人）</li> <li>・ 出会い応援団体数：42団体</li> </ul> <p>&lt;保育施設の充実&gt;                  ○ 本県では保育所等の計画的な整備を進め、この5年間で約6千人の定員増加を図っております。平成27年度においても約千人の定員増が図られる見込となっております。</p> <p>【保育所整備数】</p> <table border="1"> <tr> <td>21～26年度（実績）</td> <td>167ヶ所</td> <td>6,042人定員増</td> </tr> <tr> <td>27年度（見込）</td> <td>28ヶ所</td> <td>1,006人定員増</td> </tr> </table> <p>【待機児童数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童数（人）</td> <td>216</td> <td>167</td> <td>320</td> <td>215</td> <td>227</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>保育所数（か所）</td> <td>476</td> <td>484</td> <td>489</td> <td>497</td> <td>523</td> <td>641</td> </tr> <tr> <td>入所定員（人）</td> <td>42,911</td> <td>44,467</td> <td>44,938</td> <td>46,340</td> <td>48,425</td> <td>55,661</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年とも4月1日の数</p>	21～26年度（実績）	167ヶ所	6,042人定員増	27年度（見込）	28ヶ所	1,006人定員増		H22	H23	H24	H25	H26	H27	待機児童数（人）	216	167	320	215	227	373	保育所数（か所）	476	484	489	497	523	641	入所定員（人）	42,911	44,467	44,938	46,340	48,425	55,661
21～26年度（実績）	167ヶ所	6,042人定員増																																	
27年度（見込）	28ヶ所	1,006人定員増																																	
	H22	H23	H24	H25	H26	H27																													
待機児童数（人）	216	167	320	215	227	373																													
保育所数（か所）	476	484	489	497	523	641																													
入所定員（人）	42,911	44,467	44,938	46,340	48,425	55,661																													

**<医療体制の整備>**

- 周産期医療体制の充実を図るため、県内を3ブロックに分け、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期救急医療協力病院を指定するなど、周産期医療体制の整備を進めています。
- 小児の休日や夜間における2次救急医療の受入体制の整備を図るため、輪番制や拠点病院方式により小児救急医療圏単位で体制整備を進めています。

**<経済面での子育て支援>**

○医療費の助成

子育て家庭への経済的支援により、小児疾患の早期発見・早期治療を促進し、健康の保持と健全な育成を図るため、外来は小学6年生まで、入院は中学3年生までの小児が医療機関等で治療を受けた場合の患者負担額を助成する市町村に対し、県から補助を行っています。

また、少子化対策の一環として、妊産婦が妊娠の継続と安全な出産のために治療を受けた場合においても、同様に患者負担額を助成する市町村に対し、補助を行っています。

**【補助実績等】**

(単位：人，千円)

対象人数・金額		H22	H23	H24	H25	H26
小 児	受給者数	191,803	195,338	193,103	190,001	287,743
	県補助金	1,739,793	2,093,922	2,100,944	2,008,287	2,232,139
妊産婦	受給者数	5,757	13,575	13,965	13,581	13,542
	県補助金	281,940	369,043	398,960	388,539	387,642

○保育料の一部助成

本県では、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、保育所等に同時入所している2番目の3歳未満児に保育料の一部(3千円)を助成する「すこやか保育応援事業」を実施しております。

対

- 今後も引き続き、いばらき出会いサポートセンターを中核として、マリッジサポーター、市町村、民間団体などとの連携を進め、全県的な結婚支援体制のさらなる強化を図ってまいります。

応

- また、保育の実施主体である市町村と連携し、待機児童が解消されるよう保育所等の計画的な整備を図ってまいりますほか、子育て世帯の経済的な負担が軽減されるよう、引き続き、医療費の助成や多子世帯における保育料軽減事業を実施してまいります。

<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>③ダイバーシティの推進</p> <p>⇒少子高齢化による労働人口の低下はますます深刻なものとなっています。今後、企業が生産力を低下させず、競争力を維持していくためには、「従業員の多様性を尊重し、能力を發揮できる」風土を構築し、組織力向上に努めていく必要があります。そのためには、女性の活躍推進とともに、少子高齢化社会を見据えた仕事と子育てや介護の両立が大変重要な課題と言えます。こうした課題克服のため、<b>県行政には保育サービス充実による子育て環境の整備、介護サービス向上等より一層の労働者負担軽減への取組みを遂行願います。</b>こうした社会構造上の課題克服には、行政と企業が課題を共有し、前向きに取り組んでいくことが必要なことから、県内企業の「くるみん」取得支援等を通じた企業価値創造を要望します。</p>																												
<p>現況</p>	<p>&lt;保育サービスの充実&gt;</p> <p>○ 県では、働き方の多様化等に伴う保育ニーズへ対応するため一時預かり事業や延長保育事業、また、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応できるよう病児保育事業等について補助を行うとともに、実施主体である市町村等に対しさらなる実施を働きかけ、多様な保育サービスの充実を図っております。</p> <p><b>【延長保育事業等の実施状況（実施数）】</b></p> <table border="1" data-bbox="272 1061 1339 1227"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育事業</td> <td>274</td> <td>288</td> <td>303</td> <td>318</td> <td>334</td> <td>398</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>222</td> <td>224</td> <td>229</td> <td>243</td> <td>244</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>病児保育</td> <td>55</td> <td>61</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>77</td> <td>93</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H27は、補助金交付申請数</p> <p>○ また、企業における結婚支援や子育て支援の取組を促進し、働きながら子育てしやすい環境づくりのため、結婚・子育て応援企業普及事業を進めているところです。</p> <p>◆「子育て応援宣言企業」登録制度 従業員の仕事と子育てを両立できる職場づくりや、地域における子育て支援等の取り組みを「子育て応援宣言」として届出した企業を登録し、その取組を広く紹介することにより、企業における働き方の見直しや子育て支援の取組を促進する。 ※登録企業数(H28.1.1現在)…238社</p> <p>◆結婚・子育て応援企業表彰 子育て支援の積極的な取り組みを行っている企業を表彰し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取り組みの促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚支援部門 従業員や地域の若者等を対象とした結婚支援に積極的に取り組んでいる企業</li> <li>・仕事と子育て両立支援部門 子育てしながら働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業</li> <li>・子育て家庭応援部門 県民の子育て支援に特に積極的に取り組みを行っている企業</li> </ul>	事業区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	延長保育事業	274	288	303	318	334	398	一時預かり事業	222	224	229	243	244	306	病児保育	55	61	65	75	77	93
事業区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27																							
延長保育事業	274	288	303	318	334	398																							
一時預かり事業	222	224	229	243	244	306																							
病児保育	55	61	65	75	77	93																							

【平成 27 年度の表彰企業（延べ 15 社）】

結婚支援部門	仕事と子育て両立支援部門	子育て家庭応援部門
<p>【優秀賞 ①】 ㈱関城造園</p>	<p>【優秀賞 ②】 茨城県信用組合，いばらき コープ生活協同組合</p> <p>【奨励賞 ⑥】 星田建設工業㈱，㈱富晃， 谷原建設㈱，㈱鈴木ハーブ 研究所，株木建設㈱，㈱プ リマペーラジャパンみっし える保育室</p>	<p>【優秀賞 ②】 栗山工業㈱，生活協同組合 バルシステム</p> <p>【奨励賞 ④】 株木建設㈱，㈱関城造園， いばらきコープ生活協同組 合，㈱プリマペーラジャパ ンみっしえる保育室</p>

＜介護サービスの向上等＞

- 県では、地域のニーズに応じた介護サービスの充実を図るため、特別養護老人ホーム等の施設について、「第 6 期いばらき高齢者プラン 21」に基づき整備を推進するとともに、身近な地域で、多様で柔軟なサービス提供が可能な地域密着型サービスや、訪問介護・訪問看護等の在宅サービスの充実を図っております。

【主な介護サービスの指定等の状況（平成 27 年 11 月 1 日現在）】

施設・事業所の種類		施設・事業所数（ヘッド数）
介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	231（14,852 床）
	介護老人保健施設	122（10,913 床）
	介護療養型医療施設	24（845 床）
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	284
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7
居宅サービス	訪問介護	528
	訪問看護（病院・診療所のみなし指定を除く）	138

- また、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施する、介護知識・技術及び介護サービスの適切な利用方法等を習得する介護教室や、介護者同士の交流・情報交換等を行う家族介護者交流会の開催等の取組に対して助成しております。

【家族介護支援事業（地域支援事業）の実施状況（平成 27 年度実績（見込）】

- ・ 介護教室の開催 25 市町村
- ・ 家族介護者交流会の開催 23 市町村

対  
応

- 引き続き、国の動向を踏まえ、保護者の就労形態に対応した、多様な保育サービスの充実を図るとともに、仕事と生活の両立支援を含めた企業の子育て支援への自主的な取り組みを促進し、子育て家庭を社会全体で支援する機運醸成を図ってまいります。
- 介護保険施設につきましては、引き続き、「第 6 期いばらき高齢者プラン 21」に基づき整備を進めるほか、介護離職ゼロ実現に向けた取組として、在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化とともに、介護サービスを支える介護従事者の確保を図ってまいります。
- また、市町村が行う家族介護者の負担軽減を図る取組を引き続き支援するとともに、地域の相談窓口である地域包括支援センター等において、働く家族に対する相談体制や制度等の周知・広報の充実に一層努めるよう、市町村に働きかけてまいります。

<p>要望事項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について  <b>③ダイバーシティの推進</b>                  ⇒少子高齢化による労働人口の低下はますます深刻なものとなっています。今後、企業が生産力を低下させず、競争力を維持していくためには、「従業員の多様性を尊重し、能力を發揮できる」風土を構築し、組織力向上に努めていく必要があります。そのためには、女性の活躍推進とともに、少子高齢化社会を見据えた仕事と子育てや介護の両立が大変重要な課題と言えます。こうした課題克服のため、県行政には保育サービス充実による子育て環境の整備、介護サービス向上等より一層の労働者負担軽減への取組みを遂行願います。こうした社会構造上の課題克服には、行政と企業が課題を共有し、前向きに取り組んでいくことが必要なことから、<b>県内企業の「くるみん」取得支援等を通じた企業価値創造を要望します。</b></p>
<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県では、育児や介護による時間制約のある従業員などを含む多様な人材が活躍できる職場環境づくりを推進するため「仕事と生活の調和推進事業」を実施しています。</li> <li>○ 具体的には、県が委嘱したワーク・ライフ・バランスアドバイザー（社会保険労務士）を中小企業等に派遣し、意識啓発や企業の実情に合わせたアドバイスを行うとともに、従業員の働き方を見直すための「茨城県仕事と生活の調和推進計画」策定支援を行っており、「くるみん」の取得等についても、相談があれば対応しているところです。</li> <li>○ また、中小企業に対して、育児・介護休業法で努力義務の範囲の育児休業や短時間勤務制度等を設け、当該制度を3ヶ月以上利用した従業員が初めて出た場合に奨励金を支給しています。</li> <li>○ さらに、茨城労働局が設置した「働き方改革推進本部会議」や「茨城働き方改革・労働環境改善協議会（地方版政労使会議）」に県も参画し、国や経済団体、労働団体と連携して所定外労働時間の削減等、働き方改革の推進方策などを検討しております。</li> </ul>
<p>対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、「仕事と生活の調和推進事業」により、企業に対する普及啓発や、企業の取組に対する支援を行っていくとともに、茨城労働局等と連携して「くるみん」などの制度について、企業への周知等に取り組んでまいります。</li> </ul>

要望事項	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について</p> <p>④県内観光資源を活用した魅力度向上への広報強化</p> <p>⇒本県の交通インフラが促進されるなか、豊富な観光資源を活かした観光振興事業の強化に取組み、積極的な広報・PRをすることで、観光客誘致による県内活性化が図られるものと考えます。本県の観光事業による潜在的な経済効果は大きく、その価値を県民に啓蒙し、質の高い「おもてなし」態勢を構築していただきたいと考えます。</p>
現況	<p>(新規要望)</p> <p>茨城空港就航路線の充実や上野東京ラインの開業、圏央道・東関東水戸線の整備などにより広域交通網が着実に整備される中、首都圏や茨城空港就航先をメインターゲットとして、本県への誘客促進を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット等を活用した情報発信       <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光いばらきホームページ等で、季節の観光情報をはじめ、旬の味覚、イベントなどの情報を提供（観光いばらきホームページアクセス数：約548万件）</li> </ul> </li> <li>○ 旅行雑誌等を活用した魅力発信       <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行雑誌4誌、首都圏や茨城空港就航先のフリーペーパー4誌、Webサイト2社（女子向けの旅行サイト）</li> </ul> </li> <li>○ 観光キャンペーン等を活用した魅力発信       <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏等における観光キャンペーンの実施（首都圏20回、北関東6回）</li> <li>・就航先における観光キャンペーンの実施（札幌1回、神戸3回、福岡：1回）</li> <li>・観光情報誌「いばらきの楽しみかた（夏・秋・早春）」作成（計24万部）</li> </ul> </li> <li>○ 近県と連携した情報発信       <ul style="list-style-type: none"> <li>・栃木県と連携し、就航先の旅行会社への訪問や地域情報紙への掲載等により、就航先からのツアーを造成（ツアー34本、966人送客）</li> </ul> </li> <li>○ 北関東三県（栃木・群馬）との連携       <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光キャラバンの実施（北陸・関西エリア）三県合同による観光物産展の実施、広報紙への掲載</li> </ul> </li> </ul> <p>県では、「おもてなし県民大会」やおもてなし講座の開催、啓発ハンドブックの作成・配布、観光マイスターの認定等により、全県的なおもてなし向上に取り組んでおります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いばらきおもてなしレベルアップ事業       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 全県的なおもてなし気運の醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなし県民大会（平成27年7月1日（水戸プラザホテル））</li> <li>内容：基調講演，事例発表 など</li> <li>参加者：ホテル・旅館事業者，バス，タクシー事業者，観光ボランティア，学生等 約1,000名</li> <li>・街頭キャンペーンの実施（平成27年7月1日（水戸駅，日立駅，土浦駅前））</li> <li>・おもてなしハンドブックの作成・配布</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

<p>現 況</p>	<p>イ 観光事業者等のおもてなし向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなし講座の開催（6地域×2回） 第1回 7月21日～8月6日の間に6回，366人参加 第2回 1月21日～2月3日の間に6回予定</li> <li>・観光ボランティアガイドの研修費用助成</li> </ul> <p>ウ いばらき観光マイスター制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらき観光マイスターS級認定試験（筆記） 実施日：平成27年11月29日，12月2日 受験者数：509名（うち282名合格）</li> <li>・いばらき観光マイスター認定試験（面接による接遇試験） 実施日：平成28年2月4日，7日（予定）</li> </ul>
<p>対 応</p>	<p>（新規要望）</p> <p>本県の魅力ある自然景観，文化遺産，郷土料理，伝統工芸品，伝統行事，最先端の科学技術などの観光資源について，多様な広報媒体を活用し，首都圏や茨城空港就航先などのほか，上野東京ラインの開業を契機とした東京以西の観光客を新たな対象として情報発信するとともに，県外事務所等を活用した情報提供方策の充実を図ってまいります。</p> <p>また，観光客の満足度を高め，リピーターの確保や口コミでの評価向上による誘客を図るため，県民すべてが，茨城の魅力を「知って，愛して，自信を持って説明する」ことができるよう，県民一体となったおもてなし気運の醸成をはじめ，観光事業者や観光ボランティアガイド等の知識や接遇のレベルアップなど，引き続き質の高い「おもてなし」態勢の構築に取り組んでまいります。</p>



<p>要 望 事 項</p>	<p>4. 「地方創生」実現に向けた要望について                  ⑤ 6次産業化促進への支援                  ⇒本県は、農業算出額全国第2位と農業資源豊富であります。そうした強みを活かした6次産業化促進は、本県の個別産業強化に繋がり、地方創生の重要な要素と言えます。本県では、そうした地域農業の活性化支援をすべく、「茨城6次産業化サポートセンター」を発足し、積極的に展開をされています。現在の同機関の活用状況や、今後の展望についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年7月から、国の支援策を活用して公益社団法人茨城県農林振興公社に「茨城6次産業化サポートセンター」を設置。</li> <li>○ 商品開発や販路開拓などの専門家である6次産業化プランナー6名を登録し、相談内容に応じて専門家を派遣するなど、6次産業化に取り組む農業者を支援。</li> <li>○ 平成26年度の農林漁業者等から年間相談件数は316件。六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定（以下「法認定」という。）を目指して、相談内容等に応じたプランナーを個別に派遣。（派遣件数：年間延べ247件）</li> <li>○ 平成27年12月末日現在、県内の法認定件数は50件。</li> </ul>
<p>対 応</p>	<p>平成28年度以降も引き続き、「6次産業化サポートセンター」を設置するとともに、多様化する事業者のニーズに対応できるようプランナーを配置し、6次産業化に取り組む事業者を支援してまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (1) 県北地域                  ① 日立市内の交通渋滞緩和への取組に対する支援                  ⇒日立市内の慢性的な交通渋滞改善に向けた要望は依然として多く寄せられています。なかでも、これまで具体的に要望した国道6号日立バイパスおよび国道6号大和田拡幅に対する期待は大きいことから、計画の進捗についてお聞かせ願います。また、交通渋滞緩和策として日立南太田～日立中央間のスマートインター創設を検討願います。</p>
<p>現況</p>	<p><b>【国道6号日立バイパス】</b>                  ○全体計画                  区 間：日立市河原子町～田尻町                  延 長 等：L＝10.5km（4車線）                   ○供用区間（H20年3月暫定2車線供用）                  区 間：日立市旭町～田尻町                  延 長 等：L＝4.7km                   ○事業中区間（日立バイパス（Ⅱ期））                  区 間：日立市国分町（鮎川停車場線）～旭町                  延 長 等：L＝3.0km（2車線）                  着手年度：H24年度～                  全体事業費：約240億円                  H27事業費：190百万円（道路設計，用地測量，用地買収）</p> <p><b>【国道6号大和田拡幅】</b>                  区 間：日立市神田町～日立市大みか町                  計 画 延 長：L＝3.3km                  幅 員：W＝25.25m（4車線）                  着手年度：H18年度～                  全体事業費：約74億円                  H27事業費：396百万円（道路設計，用地買収，茂宮川橋下部工）                  H26末進捗率：約29%（用地取得率：約30%）</p> <p><b>【常磐自動車道 日立南太田IC～日立中央IC間】</b>                  区 間 延 長：L＝12.2km（うちトンネル部 L＝約7.8km）</p>
<p>対応</p>	<p><b>【国道6号日立バイパス】</b>                  日立市と一体となって用地取得など事業の促進に努め、本バイパスが早期に完成できるよう、国に働きかけてまいります。</p> <p><b>【国道6号大和田拡幅】</b>                  地元日立市の協力を得ながら用地取得など事業促進に努め、段階的に供用できるよう、国に働きかけてまいります。</p> <p><b>【スマートインターチェンジの検討】</b>                  地元日立市の意向を踏まえて対応してまいります。</p>

要望事項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(2) 県南・県西地域</p> <p>①圏央道沿線地域の工業団地整備促進</p> <p>⇒流通の利便性が向上するなか、今後圏央道沿線地域の産業集積に対する期待は高まっていくものと考えます。本県は、行政のご尽力もあり、県外企業立地件数および企業立地面積が全国第1位となっています。そうしたノウハウを発揮し、圏央道沿線地域の工業団地整備促進のため、より一層のご尽力を要望します。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県西・県南地域においては、これまで古河名崎工業団地、江戸崎工業団地などの産業用地や周辺アクセス道など立地環境の整備を進めるとともに、積極的に企業訪問を行うなど、誘致活動に全力で取り組み、数多くの優良企業の立地が実現してきた。</li> <li>・ 圏央道沿線地域には分譲可能な産業用地が残り少なくなっており、地元市町が新たな産業用地の確保に熱心に取り組んでいるところであることから、事業手法・事業主体の検討に対する助言や、市街化区域編入や農地転用、工業用水の確保、排水の処理などに係る専門的な助言や調整を行うなど、その支援に努めている。</li> </ul>
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の設備投資情報をいち早く入手し、企業のニーズやスピードに合わせて対応していくとともに、圏央道の開通によりさらに魅力が高まる本県の立地優位性を広くPRしながら、多くの企業の誘致につなげてまいりたいと考えております。</li> </ul>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (2) 県南・県西地域                  ②筑西地域の交通渋滞の緩和                  ⇒筑西地域の国道50号においては、片側1車線箇所は通勤時間帯の交通渋滞が激しく、早期の渋滞緩和策を求めます。国道50号下館バイパスの拡幅区間の早期供用に向けた現在の進捗についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p><b>【国道50号下館バイパス】</b>                  区 間：筑西市下川島～筑西市横塚                  計 画 延 長：L=10.6km                  幅 員：W=25～30m（※暫定2車線で整備）                  着 手 年 度：S61年度～                  全体事業費：約387億円                  H27事業費：188百万円（道路設計，用地測量，用地買収）                  H26未進捗率：約81%（用地進捗率：約95%）</p> <p>平成26年10月にバイパス部（1.6km）が暫定2車線で供用し，現道拡幅区間（3.0km）を除くバイパス部が開通した。</p>
<p>対 応</p>	<p><b>【国道50号下館バイパス】</b>                  現道拡幅区間（3.0km）について，早期に供用が図られるよう，国に働きかけてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (3) 鹿行地域                  ①港湾周辺アクセス道路の整備促進                  ⇒鹿島港の外港整備に合わせ、周辺アクセス道路の整備強化が必要なことから、外港から国道 124 号方面へ連絡する道路の整備促進を要望します。現在の進捗状況と今後の計画等についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p>○都市計画道路「宮中・佐田線」から、同「谷原・平井線」までの延伸道路について                  ・区間延長 L = 1.8 km (県道粟生木崎線～国道 124 号バイパス間)                  ・検討経緯 H22 : 交通量調査                            H23 : 交通量推計                            H24 : 測量調査                            H25～: 概略ルート検討                            (埋蔵文化財などのコントロールポイントの整理等)</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 本区間は、当地域の道路ネットワークを形成する上で有効な道路であるとともに、津波浸水想定において、北公共埠頭周辺の県道粟生木崎線などが冠水する可能性があり、その代替道路の役割も期待されることから、ルートの精査を行いながら、事業化のタイミングを検討してまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (3) 鹿行地域                  ②医療体制の充実、医師・看護職員不足解消                  ⇒本県は、人口 10 万人あたりの医師数・看護職員数は全国平均を大幅に下回っているとともに、医療機関も絶対的に不足し、医療体制の地域格差が深刻な状況にあります。特に鹿行地域の医師不足が顕著であり、県内の地域間格差も問題となっています。救急医療を含め、地域医療連携促進による鹿行地域の医療体制確保に向け、今後も取組強化をお願いします。こうしたことを踏まえ、県全体と鹿行地域の取組状況について、お聞かせ願います。</p>
<p>現況</p>	<p>平成 27 年 12 月 17 日に発表された厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師調査」の結果によると、本県の人口 10 万人当たりの医師数（2014 年 12 月 31 日現在）は全国平均 244.9 人を大幅に下回る 177.7 人で全国 46 位にとどまっており、本県の医師不足が顕著になっていることから、より一層の医師確保と医師の県内定着のために必要な対策を充実させていくことが求められているところであります。                  なお、二次保健医療圏別の人口 10 万人当たりの医師数を見ると、鹿行保健医療圏は前回調査（H24）と比較して 2.1 人増加しているものの、全国平均値を大きく下回る 90.7 人で、鹿行地域の医師不足は深刻な状況にあります。</p>
<p>対応</p>	<p>&lt;鹿行地区&gt;                  ○ 鹿行地域における隣県との連携による医療体制の確保につきましては、千葉県ドクターヘリの共同利用により救命率の向上や後遺障害の軽減を図っておりますほか、病院間の連携を図るため、救命救急センターである国保旭中央病院が実施する研修会に鹿行地域の病院の看護師が参加し、県境を越えた病院相互の顔の見える関係づくりに努めております。                  ○ また、ドクターカーにつきましては、ドクターヘリが運航していない夜間や荒天時において、日没 30 分前から 23 時まで、日本医大千葉北総病院のラピッドカーが鹿行地域に出動しております。                  ○ なお、県では、鹿行地域の医療を確保するための方策等について、地域が一体となって協議・検討し、取り組みを推進していくため、県や地元市、中核病院、消防本部、県医師会並びに地元の医師会の参画を得て、平成 26 年度から「鹿行地域の医療施策のあり方検討協議会」を開催しております。                  ○ この協議会において軽症患者を対象とする「休日夜間急患センター」の設置を中心に協議を進めた結果、平成 27 年 9 月から「鹿行南部地域夜間初期救急センター」が開設されております。                  また、必要な常勤医師の確保についても、協議会の総意として大学等の関係機関へ要望を行っております。</p> <p>&lt;県全体&gt;                  ○医師確保対策について                  医師の絶対数の確保と地域偏在の解消を図るために、高校生・医学生・研修医・医師それぞれの段階に応じた総合的な医師確保対策の一層の充実を図るとともに、県内外の医科大学との連携・協力のもと、引き続き医師の養成と県内各地域への医師派遣を促進します。                  特に、地域医療医師修学資金制度（地域枠）による医師確保などに努めるとともに、平成 24 年度に設置した地域医療支援センターによるキャリア形成支援などを通</p>

じて、県内への定着の促進と、医師不足地域の医療機関などへバランス良い配置を行い、地域偏在の解消を図ります。

○看護師確保対策について

県では、①養成の確保 ②定着の促進 ③再就業の促進 ④資質の向上の4点を掲げ、様々な対策を総合的に講じているところです

中でも、新人看護職員の早期退職や結婚・出産などを契機とした離職が多いことから、近年は特に、定着と再就業の促進に力を入れて取り組んでおります。

定着の促進については、病院内保育所の整備に係る助成や、多様な勤務形態の導入推進、定着促進コーディネーターの派遣による職場環境改善の助言指導、さらには早期離職を防止するための新人看護職員研修への助成など、看護職員が働き続けることのできる魅力ある職場環境づくりの支援を継続してまいります。

再就業の支援については、現在、県看護協会と連携し、ナースバンク事業をとおした再就業相談や就業あっ旋、再就業に必要な看護実践を体験する就業前研修、ナースセンターの相談員がハローワークに出向いて再就業相談に応じる事業などを実施しております。

また、身近な地域で再就業の研修が受けられる体制として、県北、鹿行、県西地域を対象に再就業支援研修事業を実施しております。

これらの事業をとおしまして、今後とも看護職員の確保に取り組んでまいります。

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ① 住みよい環境整備への取組強化                  ⇒ 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。こうした社会に適応するために、企業と行政が連携したサービスの提供が必要と考え、以下について要望します。                  (ア) 「買い物弱者支援」への取組み (イ) 「災害時緊急時」への対応                  (ウ) 「地域コミュニティ」の拠点としての商店街の活性化</p>
<p>現況</p>	<p><b>【買い物弱者支援・商店街活性化】</b>                  ○ 県では、「商店街活力向上支援事業」により、市町村や商店街団体等が主体的に行う地域住民に対する商店街の商品を宅配するサービスや、商店街の空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備など、県内商店街の買い物環境の改善や地域コミュニティの拠点づくりなど商店街活性化の取組に対して支援を行っております。                  ○ また、時代のニーズに対応したサービスの事業化を促進するため、「いばらき産業大県創造基金事業（サービス産業新時代対応プログラム）」により、買い物弱者対策など社会や地域の課題を解決するサービス等の事業化に係る取組を支援しております。  <b>&lt;商店街活力向上支援事業&gt;</b>                  (1) 商店街活性化コンペ事業                  商店街活性化に向けたプランを公募し、公開審査会により選定する優れた事業に対し補助する。                  補助対象 任意グループ、商店街団体等（県直接補助）                  補助額最 優秀プラン(1,500千円)1事業、優秀プラン(1,000千円)4事業以内                  【H27】最優秀1件 優秀4件 採択                  ※うち地域コミュニティ関係事業 2件（三鉄ものがたり実行委員会(ひたちなか市) (石岡市御幸通り商店街振興組合(石岡市)）                  (2) 魅力ある商店街づくり支援事業                  地域資源や消費者ニーズ等を踏まえた商店街活性化プランの策定及びプランに基づく活性化事業に対して、市町村とともに継続支援する。                  補助対象 市町村（商店街団体等への間接補助）                  補助機関 最大3年間（初年度はプラン策定に対し支援）                  補助率 40%                  補助限度額 900千円/年(1年目) 1,200千円/年（2,3年目）                  【H27】3市町3事業 採択                  ※うち地域コミュニティ関係事業 1事業（東海村）                  (3) 商店街再生総合支援事業《H25からの継続事業のみ》                  買物の場・地域コミュニティの拠点としての商店街活性化に向けた取組に対して、市町村とともに継続支援する。                  補助対象 市町村（商店街団体等への間接補助）                  補助期間 最大3年間                  補助率 40%                  補助限度額 2,500千円/年                  【H27】2市町2事業 継続                  ※うち地域コミュニティ関係事業 1事業（龍ヶ崎市）                  ※うち買い物弱者支援関係事業 1事業（大洗町）  <b>&lt;いばらき産業大県創造基金（サービス産業新時代対応プログラム）&gt;</b>                  中小企業者やNPO等が実施する、社会的課題を解決するビジネスの事業化に係る経費を補助。                  (1) 補助率 2/3以内                  (2) 補助限度額 3,000千円                  ※買い物弱者対策の支援事例                  宅配サービス、買い物代行サービス等                  【H27】6件 採択</p>
<p>対応</p>	<p>○ 県内におきましても、企業と市町村の連携により、移動販売、宅配、空き店舗を活用したコミュニティ施設の整備など、買い物弱者支援や地域コミュニティ拠点づくりなど、様々な取組が実施されていることから、このような取組事例に関する情報提供に努めていくとともに、国や県の支援制度の活用について働きかけていくなど、買い物弱者支援や地域コミュニティの強化に取組む市町村や商店街団体等を支援してまいります。</p>



<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ① 住みよい環境整備への取組強化                  ⇒ 高齢化社会が急速に進むなか、単身高齢者世帯増加による孤立化が問題となっています。こうした社会に適応するために、企業と行政が連携したサービスの提供が必要と考え、以下について要望します。                  (ア) 「買い物弱者支援」への取組み <u>(イ) 「災害時緊急時」への対応</u>                  (ウ) 「地域コミュニティ」の拠点としての商店街の活性化</p>																
<p>現 況</p>	<p>【災害緊急時への対応】                  ○ 大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市町村の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられますので、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、地域や近隣の人々が集まって互いに協力し合いながら、防災活動に取り組む共助が必要となります。                  ○ 共助につきましては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織である自主防災組織が担うこととなりますが、自主防災組織が活動するに当たりましては、消防団や学校のほか、企業（事業所）や医療機関等と連携して地域防災に取り組むこととなります。                  ○ しかしながら、本県の自主防災組織活動カバー率は全国を下回る 76.6%（全国 37 位）という状況にあります。</p> <table border="1" data-bbox="260 1021 1430 1160"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25.4.1</th> <th>H26.4.1</th> <th>H27.4.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>66.8%</td> <td>72.3%</td> <td>76.6%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>77.9%</td> <td>80.0%</td> <td>81.0%</td> </tr> <tr> <td>全国との差</td> <td>△11.1ポイント</td> <td>△7.7ポイント</td> <td>△4.4ポイント</td> </tr> </tbody> </table>		H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	茨城県	66.8%	72.3%	76.6%	全 国	77.9%	80.0%	81.0%	全国との差	△11.1ポイント	△7.7ポイント	△4.4ポイント
	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1														
茨城県	66.8%	72.3%	76.6%														
全 国	77.9%	80.0%	81.0%														
全国との差	△11.1ポイント	△7.7ポイント	△4.4ポイント														
<p>対 応</p>	<p>○ 県では、自主防災組織の結成を促進するため、自助や共助などの防災講話や自主防災組織の必要性、活動内容などについての説明会を自治会などで実施できるよう講師を派遣するなど、自主防災組織結成促進事業により、自主防災組織の結成に対する支援を実施しております。</p>																

要望事項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(4) 県内全域</p> <p>②空き家対策への取組強化</p> <p>⇒平成 25 年住宅・土地統計調査によると、本県の総住宅数に占める空き家数の割合は 14.6%と全国平均を上回り、今後も世帯数の減少等により、さらに増加することが予想されます。そうしたなか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、各市町村が老朽化・管理不芳による景観・衛生悪化対策とともに、中古住宅流通の活性化や利活用可能空き家対策として、各種支援事業に取組まれております。しかし、市町村単独での促進強化は限度があることから、県が業界団体や市町村との繋ぎ役となり、有効な連携体制が構築されることを要望します。</p>
現況	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法において、国・県・市町村の役割分担が明確に示され、県は、市町村に対する情報提供や技術的な助言、市町村相互間の連絡調整などが役割とされました。</p> <p>このため、県関係部局や関係団体との連携体制の構築のほか、市町村相互間の意見交換の場を設けるなど、体制を整備するとともに、市町村の取り組みが円滑に進むよう空家等対策に係る情報提供を進めています。</p> <p>(1) 庁内の連携体制の構築</p> <p>国の定めた指針(*)に基づき、庁内関係部局の連携体制を構築するため、庁内 6 部局 11 課による「空家等対策連絡調整会議」を 4 月に設置し、市町村に対して必要な支援を行うための体制を整備。</p> <p>(*)空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 (H27.2.26 付 総務省・国土交通省告示第 1 号)</p> <p>(2) 関係団体との連携体制の構築</p> <p>空家等をめぐる専門的な相談などに対応するため、5 月に県内の関係団体 (茨城県弁護士会、茨城司法書士会、茨城県宅地建物取引業協会、茨城県建築士会) に対して、市町村協議会への参画や専門的助言などの協力を要請。</p> <p>(3) 市町村に対する情報提供など</p> <p>①市町村空家等対策連絡調整会議の設置</p> <p>市町村の取り組みが円滑に進むよう、県内の全市町村を対象とした会議を設置。6 月と 10 月に会議を開催し、空家等対策特措法の概要説明や県内市町村の取り組み状況等の紹介のほか、下記幹事会の検討成果の報告等の情報提供を実施。</p> <p>②同上会議の幹事会の設置</p> <p>空家条例が制定済みであるなど空家等対策の取り組みが先進的である 9 市(*)と連携して、市町村協議会の設置、空家調査等が促進されるよう調査・検討を実施。</p> <p>(*)水戸市、土浦市、結城市、常総市、常陸太田市、笠間市、牛久市、つくば市、神栖市</p>
対応	<p>市町村空家等対策連絡調整会議等を活用して、引き続き、市町村に対する情報提供等に取り組んでまいりますとともに、関係団体との会議を開催し、意見交換や情報共有を図るなど連携体制の強化を図り、市町村の空家等対策が促進されるよう努めてまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ③オリンピック、国体と二大イベントの県内経済への波及                  ⇒2020年東京五輪と2019年茨城国体の二大イベントは、本県経済にとって大きな経済効果が期待されます。つきましては、最大の経済効果を生むために、観光客誘致や選手・関係者滞在時の地元施設の積極活用に向け、観光協会等関係団体と連携した取組強化に努めていただきたいと思います。また、地方創生の観点から、開催時には地元PRを強化し、リピート顧客創出に向け、地域の観光産業と一体となった取組みをお願いします。</p>
<p>現 況</p>	<p>茨城国体や東京オリンピック等の開催を控え、本県を訪れる国内外からの観光客が飛躍的に増加することが見込まれますことから、県においては、国内外に向けた情報発信や地域特性を活かした誘客促進、おもてなし等の受入体制整備に取り組んでおります。</p> <p>①国内外に向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSなどを活用した情報発信                      観光いばらきホームページ（外国語版含む）やLINE, Facebookなどを活用した国内外への情報発信の強化                      海外の旅行博への参加や海外の旅行会社への観光PR, DVDの配布, 世界的な口コミサイトを活用した情報発信</li> <li>・モニターツアーによるメディア等への情報発信                      茨城空港国内便就航先のメディア等を対象としたモニターツアーの実施                      各国で影響の大きいメディア等を対象としたモニターツアーの実施                      県内大学などの留学生を対象としたモニターツアーの実施</li> </ul> <p>②国内誘客</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏等からの誘客促進                      他の地域では真似のできないような個人向けの「着地型・体験型」旅行プランの造成促進,                      旅行会社などに対するバスツアーの造成の働きかけ</li> <li>・茨城空港就航先からの誘客促進                      国体や東京オリンピックなどの観戦者を対象とした周遊モデルコースの旅行者業者への提案                      栃木県など近県の観光地と連携した広域的な企画造成ツアーを催行する旅行者業者への支援</li> </ul> <p>③海外誘客</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連携による誘客及び旅行商品造成の働きかけ                      近県等と連携した同じテーマ性, ストーリー性を有する広域観光周遊ルート（新ゴールデンルート）形成の推進                      海外旅行者業者を対象としたモニターツアーの実施や旅行会社OB等による在京旅行会社に対する旅行商品造成の働きかけ                      茨城空港を利用する宿泊・周遊ツアーの造成に対する支援</li> <li>・国際会議等の開催による誘客                      G7等における関係者エクスカージョン（体験型見学会）の実施</li> </ul> <p>④受入体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いばらき観光マイスター」試験や「おもてなし講座」の実施による人材の育成</li> <li>・外国人観光客が利用できる無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備及びSIMカード販売場所の拡大</li> <li>・観光施設や宿泊施設などの案内表示やパンフレットなどの多言語表記に係る翻訳の支援</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免税店舗拡大セミナーの実施及び免税店マップの作成</li> <li>・駅や空港などからの二次交通の整備促進</li> <li>・茨城空港の CIQ 体制充実のための外国語対応スタッフの配置</li> <li>・外国人観光客おもてなし研修や実用外国語研修の実施</li> </ul>
<p style="text-align: center;">対 応</p>	<p>○ 今後の成長分野である観光産業の振興を図ることは、本県経済に大きな波及効果をもたらすものと考えられることから、地域資源の更なる発掘や新たな活用などに取り組むことにより、国内外からの観光客に訴求する魅力ある観光地域づくりや誘客促進方策などを市町村や観光事業者などと連携して企画・実施し、稼げる観光産業の構築を図ってまいります。</p> <p>○ これらの取組を戦略的に進めるため、茨城版 DMO の設置に向けて、地元市町村や関係団体等との協議、検討を進めてまいります。</p> <p>※DMO：(Destination Management/Marketing Organization)とは、地域の宿泊施設や交通事業者など多様な関係者と協同しながら、各種データ等の収集・分析を行い、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定して、関係者の合意形成を図りながら着地型旅行商品の造成・販売、ランドオペレーターなどの事業を主体的に行う組織。</p> <p>○ 国体や東京オリンピックの選手や関係者が本県に滞在する間については、県内の各種施設が積極的に利活用されるよう、庁内関係部局とも連携しながら対応してまいります。</p>

要望事項	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について</p> <p>(4) 県内全域</p> <p>④教育指導者の企業や業界情報収集</p> <p>⇒茨城県経営者協会では、毎年県内の優れた中小企業がブース展示を行う「ものづくり企業交流会」を開催していますが、近年は職業高校の生徒や先生にも来観いただき、大変好評となっています。しかしながら、来場されるのは特定の学校にとどまり、全県下の工業高校等から来場される状況には至っていません。こうした機会は、地元学生の県内企業就労意欲に繋がることから、教育庁を中心に、先生方への積極的な来場依頼を呼びかけ、就職相談に役立てていただくことを要望します。</p>
現況	<p>【高等学校】</p> <p>生徒に望ましい勤労観、職業観を育むキャリア教育を推進するため、就業体験（インターンシップ）やデュアルシステムなどの体験的な学習に力を入れているところですが、高校教員の企業や産業界からの情報収集については、生徒の進路指導に資するために「学校と企業との交流推進事業」や「茨城産業教育振興会産学懇談会」において、企業と学校との情報交換を図っております。</p> <p>また、工業科教員に向けては、県内企業での研修を行い、企業と学校との情報交換を図っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校と企業との交流推進事業（派遣期間 1か年又は3か月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度：教諭1名を企業に1年間派遣，教諭10名を9社に3か月間派遣（内県立高校教諭2名）</li> </ul> </li> <li>○茨城産業教育振興会地区別産学懇談会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度：県内5地区で実施（5地区合わせて182社，県立高校83校が参加）</li> </ul> </li> <li>○10年経験者研修講座（工業科の教科に関する研修5日間のうち1日を企業で実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度：株式会社TMPで実施</li> </ul> </li> <li>○「ものづくり企業交流会」への参加状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>参加校10校，参加教員数15名，参加生徒数228名</li> <li>（工業高校：日立工，水戸工，勝田工，玉造工，総和工）</li> </ul> </li> <li>・平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>参加校8校，参加教員数13名，参加生徒数151名</li> <li>（工業高校：日立工，水戸工，勝田工）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>【特別支援学校】</p> <p>職業教育を主とした県立水戸高等特別支援学校「産業学科」及び県立結城特別支援学校「ビジネスライフ科」では、卒業後の就職率100%を目標に、それ以外の特別支援学校においても障害の程度に応じ、社会的自立に必要な知識・技能・態度を身に付けるための職業教育について、地元企業等から様々な連携・協力を得て実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会人講師として、学校の授業への派遣。</li> <li>○2週間程度連続して実施するタイプの現場実習。</li> <li>○年間を通じて週1～2日で実施するデュアルシステム型現場実習。</li> <li>○卒業生就労後、定着支援のための企業訪問等（3年間）。</li> </ul>

<p>対 応</p>	<p>○高等学校  学校と企業との交流推進事業等において得た企業からの情報は、就職を希望する多くの高校生への指導に役立っております。今後、更に県内の優れた中小企業の情報を得る機会とするために、「ものづくり企業交流会」を周知してまいります。</p> <p>特に工業高校への周知については、高等学校長協会工業部会及び工業高等学校教頭・副校長会、学校訪問等の機会を活用し、県内企業及び産業界の情報収集のために積極的な参加を促してまいります。</p> <p>○特別支援学校  企業からの説明会等には、生徒のよりよい就労支援につなげるため、教員の積極的な参加を促してまいります。</p>
----------------	--

<p>要 望 事 項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ⑤安心・安全なまちづくりへの取組強化                  ⇒法律・条例が遵守される治安の良い街づくりをめざし、警察官による地域パトロールの強化、交通マナー指導の強化を求めます。こうしたことへの継続的な取組みは、本県のイメージアップに繋がる重要なことから、引続きの行政指導をお願いします。</p>
<p>現 況</p>	<p><b>【地域パトロールの強化】</b>  <b>(見せるパトロールの実施)</b>                  通勤・通学時間帯を中心に、駅周辺や主要交差点、幼稚園や小学校の通学路等において、制服警察官による立哨活動及びパトカーによるパトロール活動を推進して、住民に警察官の姿を見せて警戒する「見せるパトロール」を実施しております。</p> <p><b>(知らせるパトロールの実施)</b>                  日中に不在の家庭や深夜のパトロール時にパトロールカードを配布して、パトロールをしたことを伝える「知らせるパトロール」を実施しております。                  [警察本部]</p> <p><b>【交通マナー指導の強化】</b></p> <p>○ 県内における平成 27 年の人身交通事故発生件数は 11,615 件(※)となり、過去最多の発生があった平成 12 年(25,429 件)から 15 年連続で減少しましたが、交通事故死者数は前年より 8 人多い 140 人、死者数の全国順位は、ワースト 11 位となるなど、引き続き交通事故防止対策を推進することが必要です。(※数値は速報値)</p> <p>○ 県では、茨城県交通対策協議会(茨城県経営者協会を含め 35 の機関・団体で構成)の主唱による交通安全県民運動を推進しており、参加・体験・実践型の交通安全教育や、多くの方々が利用する施設(道の駅や総合病院、ショッピングセンター等)での交通事故防止のための広報啓発活動などを実施しております。</p> <p>○ また、年度初めや日没が早まる秋、年末といった事故が発生しやすい時季や、交通死亡事故が多発した際などに、市町村等と連携のもと、広報車両や防災無線等を活用し、制限速度の遵守や、夕暮れ時の早めのライト点灯など、安全な運転行動をドライバーに直接呼びかける取組も実施しているところです。                  [生活環境部]</p>
<p>対 応</p>	<p>○ 平成 27 年度の県政世論調査でも、警察に特に力を入れて取り組んでほしいこととして、「地域のパトロールの強化」が第 1 位として挙げられていることから、今後も継続して「見せる・知らせるパトロール」活動を推進し、地域住民の安心感の醸成を図ってまいります。                  [警察本部]</p> <p>○ 交通マナーの向上を県民全体へ浸透させるためには、なお一層の継続的な取組が必要であることから、引き続き、県民一人ひとりに交通安全意識を高めていただくための活動を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ってまいります。                  [生活環境部]</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ⑥ J R 常磐線延伸に伴う新たな観光客誘致                  ⇒本県は、観光意欲度の低評価を要因として、都道府県魅力度ランキングが最下位となっています。J R 常磐線の品川駅延伸等は東京都民、神奈川県民に対する茨城PRの良い機会であり、両都県民に対する具体的な茨城のイメージアップ戦略、茨城への観光誘致戦略を構築する必要があるものと考えます。併せて、電車で来県された観光客に対する観光ルート案内、観光おもてなし体制の拡充を図っていく必要があります。これらについての考え、取組状況についてお聞かせ願います。</p>
<p>現況</p>	<p>平成27年3月の上野東京ラインの開業により、首都圏との交流拡大が期待されていることから、プレミアム付き宿泊券・周遊券を発行し、宿泊観光客の本県への旅行の動機付けと、周辺観光施設への周遊を促進しております。                  また、平成28年1月から3ヶ月間、J R 東日本や県内市町村などと連携した大型観光キャンペーンを実施するなど、首都圏からの誘客を促進しております。</p> <p>○宿泊券・周遊券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・額面及び発行枚数：(宿泊券) 5,000 円 (販売額 2,500 円) 9 万枚 (夏季 3 万枚, 秋冬季 6 万枚)                  (周遊券) 8,000 円 (販売額 4,000 円) 3 万 6 千部 (夏季 1 万 5 千部, 秋冬季 2 万 1 千部)</li> <li>・対象施設：(宿泊券) ホテル・旅館 181 施設                  (周遊券) 観光施設・土産店等 722 施設</li> <li>・販売時期：夏季 6 月 1 日 (月) から 秋冬季 9 月 1 日 (火) から</li> <li>・販売方法：インターネット販売, 茨城マルシェ, 往復はがき, 県外キャンペーン</li> <li>・利用期間：28 年 2 月 29 日 (月) まで</li> </ul> <p>○大型観光キャンペーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時列車の運行 (7 本, 上野駅～水戸駅, 上野駅～磯原駅など)</li> <li>・周遊バスの運行 (27 本, 水戸駅～袋田の滝, 水戸駅～西山荘など)</li> <li>・産直市の開催 (横浜・品川・上野・八王子・大宮)</li> <li>・旅行商品の造成 (24 商品)</li> <li>・首都圏主要駅におけるポスターの掲出 (877 駅) など</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都営バスへのラッピングバス広告 (1 台～5 台)</li> <li>・四季のポスターの掲出 (首都圏主要駅 315 箇所)</li> <li>・広報媒体の活用 (テレビ朝日, テレビ神奈川, 神奈川の地域情報誌など)</li> </ul> <p>県では、「おもてなし県民大会」やおもてなし講座の開催, 啓発ハンドブックの作成・配布, 観光マイスターの認定等により, 全県的なおもてなし向上に取り組んでおります。</p> <p>○ いばらきおもてなしレベルアップ事業</p> <p>ア 全県的なおもてなし気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなし県民大会 (平成 27 年 7 月 1 日 (水戸プラザホテル))                  内容：基調講演, 事例発表 など                  参加者：ホテル・旅館事業者, バス, タクシー事業者, 観光ボランティア, 学生等 約 1,000 名</li> <li>・街頭キャンペーンの実施 (平成 27 年 7 月 1 日 (水戸駅, 日立駅, 土浦駅前))</li> <li>・おもてなしハンドブックの作成・配布</li> </ul>



<p>現 況</p>	<p>イ 観光事業者等のおもてなし向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなし講座の開催（6地域×2回）</li> <li>第1回 7月21日～8月6日の間に6回，366人参加</li> <li>第2回 1月21日～2月3日の間に6回予定</li> <li>・観光ボランティアガイドの研修費用助成</li> </ul> <p>ウ いばらき観光マイスター制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらき観光マイスター認定試験（筆記）</li> <li>実施日：平成27年11月29日，12月2日</li> <li>受験者数：509名（うち282名合格）</li> <li>・いばらき観光マイスター認定試験（面接による接遇試験）</li> <li>実施日：平成28年2月4日，7日（予定）</li> </ul>
<p>対 応</p>	<p>世界最先端のつくばサイエンスツアー，県北地域の果樹狩り，ひたち海浜公園のネモフィラ・コキア，日本遺産に認定された弘道館や偕楽園などと周辺の観光資源を組み合わせた「着地型・体験型」旅行プランの造成により，さらなる誘客を図ってまいります。</p> <p>また，首都圏の旅行事業者に対して，日帰り観光バスツアーの造成を働きかけるとともに，バンジージャンプやマリンスポーツなどの様々な体験型アクティビティの充実などにより，観光客の増大を図るほか，日本一のサイクリング環境を目指して進められている筑波・霞ヶ浦周辺のサイクリングコースの環境整備を推進するとともに，サイクリングを活用した自転車ツアーの誘致などにより，スポーツツーリズムを推進してまいります。</p> <p>さらに，県民一体となったおもてなし気運の醸成をはじめ，電車で来県された方への受入体制の充実のため，観光案内所職員への観光マイスター試験受験の働きかけ等の観光事業者や観光ボランティアガイド等の知識や接遇のレベルアップなど，引き続き県内のおもてなし体制の拡充に取り組んでまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ⑦南北問題の解消                  ⇒県南地域の発展が進むなか、本県特有の「南北問題」が顕著となり、益々の地域間格差を懸念する声が多く寄せられております。県北地域における定住人口への取組み、企業誘致、豊富な地域資源の有効活用を通じた産業の振興等に対する今後の行政の取組方針についてお聞かせ願います。</p>
<p>現況</p>	<p>○ 県北地域は、日立市が県内第2位の製造品出荷額を誇っており、日立港区では自動車の輸出入拠点としての機能が高まるとともに、東京ガスによるLNG基地が稼働し、さらに、水戸北部中核工業団地や宮の郷工業団地などでも活発な生産活動が行われております。</p> <p>○ また、袋田の滝や竜神大吊橋、五浦温泉や六角堂などは、本県でも有数の観光地となっておりますほか、「常陸秋そば」や「あんこう」などは全国ブランドとなっております、他の地域にはない魅力を持つ地域です。</p> <p>○ しかしながら、県北地域は、人口の減少や少子・高齢化の急速な進展に加え、地域産業の低迷による地域活力の低下が懸念されるなど厳しい状況にあります。</p> <p>○ このため、県北地域の振興を県政の最重要課題の一つと捉え、産業の振興と働く場の確保などによる定住人口の確保をはじめ、交流人口の拡大、医療や福祉など生活環境基盤の充実などに取り組んでいるところです。</p>
<p>対応</p>	<p>○ 県北地域において、定住人口を確保するためには、企業誘致や産業の振興などを通して働く場を確保する必要があり、宮の郷など工業団地への企業誘致はじめ、新たなビジネスを創出するための支援やインターンシップを希望する大学生の新鮮なアイデアによる地元企業の新商品開発や事業改善など、企業活動の活発化に努めております。また、今後とも成長が見込まれるクリエイティブ企業等の進出を促進するため、シェアオフィスの整備や事業所開設への支援に取り組んでおります。</p> <p>○ さらに、都内における移住相談窓口やイベント等での情報発信に努めるとともに、県北地域への移住等を希望する方に、実際の生活や就労などが体験できるお試し居住の機会を提供するなど、県北地域への移住・二地域居住の推進に取り組んでおります。</p> <p>○ 交流人口の拡大につきましては、袋田の滝や温泉などに加え、竜神大吊橋でのバンジージャンプや奥久慈トレイルレースなど県北地域の豊かな自然を活用したアウトドアスポーツの魅力の発信、ジオパークツアー、水郡線のSL運行に加え、平成28年秋に茨城県北芸術祭を開催するなど、観光客の誘致に努めているほか、農家民泊を中心とした体験型の教育旅行に積極的に取り組んでおります。</p> <p>○ 農林業におきましては、常陸大黒や奥久慈しゃもなど特産品の販路拡大、中央省庁や都内有名そば店と連携した常陸秋そばの知名度向上、間伐の推進や木質バイオマスの利活用促進、さらに地元農産物を活用した新商品開発や先進的な事業者の誘致など六次産業化を推進しております。</p> <p>○ 生活環境や交通基盤の充実を図るため、広域連携によるドクターヘリ運航やへき地医療拠点病院への医師派遣など地域医療の充実、過疎地域におけるバス路線の維持支援など地域公共交通の確保に取り組んでおります。</p> <p>○ 今後とも、地元市町、関係団体などとの連携を一層強めながら、県北地域の資源を十分に活用し、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。</p>

<p>要望事項</p>	<p>5. 企業が立地している地域別にみられる要望について                  (4) 県内全域                  ⑦ 南北問題の解消                  ⇒ 県南地域の発展が進むなか、本県特有の「南北問題」が顕著となり、益々の地域間格差を懸念する声が多く寄せられております。県北地域における定住人口への取組み、<b>企業誘致</b>、豊富な地域資源の有効活用を通じた産業の振興等に対する今後の行政の取組方針についてお聞かせ願います。</p>																																																																																									
<p>現況</p>	<p>○ H26年までの過去5年間の工場立地動向調査（電気業を除く）によると、県北地域の立地状況は、県全体の立地件数216件のうち58件、27%（臨海36件、17%、山間22件、10%）、面積541haのうち129ha、24%（臨海103ha、19%、山間27ha、5%）と県西、県南地域と比してもほぼ同等の立地状況となっている。</p> <p><b>【地域別立地動向】※電気業を除く</b></p> <table border="1" data-bbox="229 741 1481 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">5年間(H22-26)</th> <th colspan="2">H27上期</th> <th colspan="2">5年間(H22-26)</th> <th colspan="2">H27上期</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>件数</th> <th>構成比</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> <th>面積</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>58件</td> <td>27%</td> <td>2件</td> <td>6%</td> <td>129 ha</td> <td>24%</td> <td>2 ha</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>  県北臨海</td> <td>(36件)</td> <td>17%</td> <td>(1件)</td> <td>3%</td> <td>(103 ha)</td> <td>19%</td> <td>(1 ha)</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>  県北山間</td> <td>(22件)</td> <td>10%</td> <td>(1件)</td> <td>3%</td> <td>(27 ha)</td> <td>5%</td> <td>(1 ha)</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>県央</td> <td>21件</td> <td>10%</td> <td>8件</td> <td>23%</td> <td>63 ha</td> <td>12%</td> <td>9 ha</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>鹿行</td> <td>18件</td> <td>8%</td> <td>6件</td> <td>17%</td> <td>114 ha</td> <td>21%</td> <td>17 ha</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>59件</td> <td>27%</td> <td>11件</td> <td>31%</td> <td>88 ha</td> <td>16%</td> <td>11 ha</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>県西</td> <td>60件</td> <td>28%</td> <td>8件</td> <td>23%</td> <td>146 ha</td> <td>27%</td> <td>5 ha</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>216件</td> <td>100%</td> <td>35件</td> <td>100%</td> <td>541 ha</td> <td>100%</td> <td>43 ha</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 県北臨海部においては、新エネルギーやEV・ハイブリッドをはじめとする電機機械産業や日立建機、コマツなど建設機械メーカーの拡張や関連企業の立地が進むとともに、日立港区には、東京ガスLNG基地の建設が進められている。</p> <p>○ 県北山間部の宮の郷工業団地には、豊富な森林資源を活かし、集成材用のラミナを生産する製材工場や木材乾燥施設、木材チップを活用したバイオマス発電関連企業などが立地している。</p>		5年間(H22-26)		H27上期		5年間(H22-26)		H27上期		件数	構成比	件数	構成比	面積	構成比	面積	構成比	県北	58件	27%	2件	6%	129 ha	24%	2 ha	4%	県北臨海	(36件)	17%	(1件)	3%	(103 ha)	19%	(1 ha)	3%	県北山間	(22件)	10%	(1件)	3%	(27 ha)	5%	(1 ha)	1%	県央	21件	10%	8件	23%	63 ha	12%	9 ha	20%	鹿行	18件	8%	6件	17%	114 ha	21%	17 ha	41%	県南	59件	27%	11件	31%	88 ha	16%	11 ha	25%	県西	60件	28%	8件	23%	146 ha	27%	5 ha	11%	計	216件	100%	35件	100%	541 ha	100%	43 ha	100%
	5年間(H22-26)		H27上期		5年間(H22-26)		H27上期																																																																																			
	件数	構成比	件数	構成比	面積	構成比	面積	構成比																																																																																		
県北	58件	27%	2件	6%	129 ha	24%	2 ha	4%																																																																																		
県北臨海	(36件)	17%	(1件)	3%	(103 ha)	19%	(1 ha)	3%																																																																																		
県北山間	(22件)	10%	(1件)	3%	(27 ha)	5%	(1 ha)	1%																																																																																		
県央	21件	10%	8件	23%	63 ha	12%	9 ha	20%																																																																																		
鹿行	18件	8%	6件	17%	114 ha	21%	17 ha	41%																																																																																		
県南	59件	27%	11件	31%	88 ha	16%	11 ha	25%																																																																																		
県西	60件	28%	8件	23%	146 ha	27%	5 ha	11%																																																																																		
計	216件	100%	35件	100%	541 ha	100%	43 ha	100%																																																																																		
<p>対応</p>	<p>○ 日立建機(株)主催のサプライヤー会議に参加するなど、建設機械関連産業や木材関連産業などを中心に、北関東自動車道や港湾などの充実した広域交通ネットワークや比較的安価な地価など県北地域の特性を幅広くPRしている。</p> <p>○ さらに、震災からの早期復興を図るため、本県が中心となって強く働きかけました結果、国に創設いただきました「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」、<b>「茨城産業再生特区」</b>に係る税制上の特例措置などの優遇措置を積極的に活用し全力で企業誘致に取り組んでいるところであります。</p> <p><b>&lt;津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金&gt;</b></p> <p>○ 採択件数：47件（1次:13件、2次:9件、3次:8件、4次:5件、5次:12件）</p> <p>○ これによる投資計画</p> <p>・ 立地面積:約 113.3ha    ・ 投資予定額:約 885.1億円    ・ 新規地元雇用:764人</p>																																																																																									

＜茨城産業再生特区に係る税制上の特例措置（H27.12末現在）＞

- 指定件数：677件／507社
- 新規設備投資の見込み額：5,092億円
- 被災者雇用対象者：50,707人

対  
応

- また、平成27年度は、県において、県及び県開発公社等の工業団地の用地取得費を補助する「立地促進対策補助事業」を新たに創設したところであり、この補助金も活用し1社でも多くの企業立地の実現に努めているところであります。
- 今後も、これら立地促進策を最大限活用するとともに、本県の優れた立地環境を積極的にPRしながら、全庁をあげて全力で企業誘致を推進してまいります。

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて</p> <p>①県産品の美味しさや安全性の広報・PR強化</p> <p>⇒震災から4年が経過した現在においても、本県産品への風評被害を払拭できておりません。本県は、農業生産高全国第2位であり、そうした優位性を発揮し、6次産業化促進を図るためにも、行政を中心に、本県産農林水産物の安全性を周知・PR強化していただきたいと考えます。県産品の地産地消促進とともに、媒体を使ったイメージアップ戦略を期待します。</p>																																				
<p>現 況</p>	<p>農林水産物については、放射性物質の検査を徹底して行い、県のホームページでの公表や報道機関、市場・量販店などへの情報提供を行うほか、販売促進キャンペーンなどを継続的に実施し、本県産農林水産物の安全性をPRすることを基本として取り組んできた結果、一部地域を除いて市場シェアは回復してきています。</p> <p>○放射性物質検査結果の専用ホームページの開設 平成24年4月から、品目や日付、地域などから結果を検索できる専用ホームページを開設し、迅速かつ分かりやすく検査結果を公表。</p> <p>○メディアを活用した販売PR うまいもんどころホームページの活用や、テレビやラジオ、各種広報誌などのメディアを活用し、食の専門家による広範囲な情報発信を県内外に向けて実施。</p> <p>○フェアやイベント等の開催 首都圏の量販店に茨城県産農産物の試食販売コーナーを設け、本県農産物の新鮮さや美味しさをPR（平成28年1月末現在、延べ111店舗、延べ607日開催）。また、下妻市における「茨城をたべよう収穫祭」（平成27年10月24～25日）の開催や、茨城をたべよう運動推進協議会員による料理教室や農業体験等のイベント開催（平成27年11月末現在58件）などにより、新鮮で安全な農林水産物等を県内外に広く発信。</p> <p>(参考) 各市場における本県青果物取扱シェア (%)</p> <table border="1" data-bbox="320 1361 1386 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>10.2</td> <td>10.4</td> <td>10.5</td> <td>9.2</td> <td>9.4</td> <td>10.0</td> <td>9.5</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td>関西※</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>2.2</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.9</td> <td>1.8</td> <td>未公表</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>5.0</td> <td>5.4</td> <td>5.5</td> <td>5.0</td> <td>5.6</td> <td>5.5</td> <td>5.4</td> <td>未公表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大阪中央市場，京都市中央市場，神戸市中央市場</p>		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	東京	10.2	10.4	10.5	9.2	9.4	10.0	9.5	10.0	関西※	2.0	2.1	2.2	1.8	1.7	1.9	1.8	未公表	北海道	5.0	5.4	5.5	5.0	5.6	5.5	5.4	未公表
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																													
東京	10.2	10.4	10.5	9.2	9.4	10.0	9.5	10.0																													
関西※	2.0	2.1	2.2	1.8	1.7	1.9	1.8	未公表																													
北海道	5.0	5.4	5.5	5.0	5.6	5.5	5.4	未公表																													
<p>対 応</p>	<p>引き続き、農林水産物の放射性物質検査を行い、結果については迅速で分かりやすい公表に努めるとともに、本県産農産物の美味しさをPRする活動を行ってまいります。また、茨城をたべよう運動推進協議会を中心に地産地消を推進するとともに、本県のこだわりを持って栽培された農産物については、食の専門家を活用した情報発信やフェアの開催等によるPRを実施し、首都圏の有名料理店や高級百貨店での利用を拡大することなどにより、イメージアップを図ってまいります。</p>																																				

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて                  ②将来の災害を想定したBCP策定の支援                  ⇒大規模災害や疫病が発生した際、被害を最小限にとどめ、円滑な生産活動再開を実現するためには、BCP策定によるリスクマネジメントは有効と言えます。また、企業のそうした取組みは、対外的な信用を高め、企業価値創造や競争力保持に繋がり、県内企業への人材流入に寄与するものと考えます。しかしながら、中小企業の多くは、そうした事務作業のノウハウが少なく、BCPの基本や各企業の実情に沿った計画づくりまでの支援、フォローが必要となってきます。本県のBCP策定支援事業への支援実績や今後の取組みについてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p><b>事業継続計画（BCP）策定支援事業</b>                  県では、平成23年度より雇用創出等基金を活用し、中小企業における緊急時の中核事業の継続や早期復旧に有効である事業継続計画（BCP）策定の促進を図っております。                  [事業内容（H27年度）]                  (1) BCPアドバイザーの配置（2名）                  ・BCP策定の訪問指導を希望する企業に対し、計画策定方法を指導                  (2) 事業継続計画普及啓発セミナー・事業説明会の開催                  ・事業継続計画の必要性や策定手順、具体的な計画策定や事業継続管理の参考となる事例を説明                  (3) BCP策定支援 1日コース／本格コースの開催                  ・BCP策定を希望する企業に対し支援を実施                  ・ワークショップ形式で簡易版BCP策定を支援する1日コースと、約3ヶ月でBCP策定を支援する本格コースの2コースを設定  <b>○茨城県経営者協会の協力によるアンケート調査の実施</b>                  対象:会員860事業所(有効回答116事業所,回答率13.4%)                  期間:平成26年9月17日～10月3日                  結果:・BCP策定企業は、回答全体の43.1%で、従業員数が少ない中小企業(従業員数1～49人)は、23.3%と策定率が低く、大規模な企業(従業員数300人以上)は、50.0%と策定率が高い                  ・BCP策定が進まない理由                  1位 策定したいがその手順がわからず策定が困難であるから 35.7%                  2位 策定の有効性に疑問があるから 19.0%                  3位 現下の厳しい経済環境では、社員や資金を策定に充てる余裕がないから 16.7%  <b>○アンケート調査結果に基づく対応</b>                  ・BCP策定支援事業の実施について、委託事業者によるダイレクトメール送付や企業訪問による広報・周知、商工会等への協力依頼                  ・BCPは災害時ばかりでなく、平時の企業経営の強化にも役立つことをセミナー等で協調                  ・普及啓発セミナー等を県内6地区で開催し、企業にとって身近で参加しやすい環境を提供                  ・簡易版BCP策定を支援する1日コースと、約3ヶ月でBCP策定を支援する本格コースの2コースを設定し、各企業の実情に沿った計画づくりを支援                  [BCP策定支援実績] 124社</p>
<p>対 応</p>	<p>今後は、商工会等リーディング事業費等補助金を活用し、商工会等と協力してBCPの普及・啓発を進め、策定の促進を図ってまいります。</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて  <b>③自然災害への備えとしての社会インフラ拡充</b>          ⇒これまでの代表的な自然災害である地震、津波、大型台風、豪雪等に加え、近年急速に発展している異常気象による災害。こうした災害リスクのなか、県民の安心した暮らしを守るためにも、橋梁・道路・排水・堤防等の老朽化を含めた社会インフラの整備、拡充が不可欠と言えます。そうした自然災害対策の今後の構想や着手している事業についてお聞かせ願います。</p>
<p>現 況</p>	<p><b>【津波・治水・土砂災害対策】</b></p> <p><b>1 津波から人命・財産を守る対策</b></p> <p>①県では、東日本大震災を踏まえた今後の津波対策として、ハード対策の基本となる L1 津波（数十年から百数十年の比較的高い頻度で発生する津波）と堤防整備の目安となる「目指すべき堤防高」を設定するとともに、避難を軸としたソフト対策の基本となる L2 津波（最大クラスの津波）による「津波浸水想定区域図」を平成 24 年 8 月に公表した。</p> <p>②ハード対策は、津波からの被災を防止・軽減するため、背後に住宅地や幹線道路を控えた特に緊急性の高い海岸や河川について、堤防の嵩上げや新たな防潮堤の整備などを実施している。（津波対策強化事業（復興））          海岸（河川）・・・磯原海岸ほか 10 海岸（L=21km）          海岸（港湾）・・・大洗港海岸ほか 4 海岸（L=11km）          河川（河口部）・・・里根川ほか 9 河川（L=9km）</p> <p>③ソフト対策は、L2 津波に対して、市町村を主体に実効性のある津波避難対策の推進を図るため、県の津波浸水想定区域図を基にした津波ハザードマップの作成をはじめ、地域防災計画の改定や避難計画の策定、避難訓練、避難場所の整備など様々な取り組みによる総合的な津波対策が進められている。</p> <p><b>2 豪雨から人命・財産を守る対策</b></p> <p>（1）治水対策</p> <p>①現在、県管理河川で桜川（土浦）ほか 31 河川において、河道の拡幅や築堤等の河川改修を実施しており、特に近年、浸水被害が発生している八間堀川、恋瀬川等に重点投資を行い、短期間での治水安全度の向上に努めている。</p> <p>②県は五行川ほか 16 河川で浸水想定区域図を作成し市町村に提供するなど市町村の洪水ハザードマップ作成を支援し、市町村では洪水ハザードマップを周知するとともに、避難訓練を実施している。</p> <p>③水防活動や避難勧告等の判断材料となる雨量・水位情報を、迅速かつ的確に伝達・提供するため、市町村と連携した情報伝達訓練を実施している。</p> <p>（2）土砂災害対策</p> <p>①土砂災害防止施設（砂防・急傾斜地・地すべり）の整備については、急傾斜地崩壊対策事業（国補・県単）等によって整備を進めており、整備状況は要対策箇所 1,582 箇所のうち 373 箇所が概成している。</p> <p>②市町村の警戒避難体制整備の基となる土砂災害警戒区域等の情報を提供。          土砂災害警戒区域の指定 3,314 箇所（H27.12 末指定率 81.2%）</p> <p>③市町村では、県より提供された土砂災害警戒区域等の情報を受け、住民が円滑かつ迅速な避難行動が図られるよう、避難場所や避難経路を示した土砂災害ハザードマップを作成し、これを周知するとともに、避難訓練を実施している。</p> <p>④避難勧告等の判断材料となる気象庁と共同発表の土砂災害警戒情報を迅速かつ的確に伝達・提供するため、土砂災害警戒情報システムの活用や市町村と連携した情報伝達訓練を実施している。</p>

**1 津波から人命・財産を守る対策**

(1) ハード対策：海岸・河川堤防等の整備推進

特に緊急性の高い区間については、津波対策強化事業（復興）として、復興・創生期間内の完成を目指し進めてまいります。

(2) ソフト対策：津波警戒避難体制の充実

住民が迅速かつ確実に避難できるよう、防災部局や市町村と連携した防災教育や実践的な避難訓練を実施してまいります。

**2 豪雨から人命・財産を守る対策**

(1) 治水対策の推進

①河川整備の推進

洪水被害を防止・軽減するため、過去に家屋等の浸水被害が発生した区間や橋梁等の狭窄部、高速道路等のプロジェクト関連区間等を優先した河川整備を実施してまいります。

②洪水警戒避難体制や水防活動の充実

- ・県はより詳細な浸水想定区域図を作成し市町村に提供するなど市町村の洪水ハザードマップ作成を支援し、住民が円滑かつ迅速な避難行動をとれるよう進めてまいります。
- ・雨量や河川水位などの観測情報や河川監視カメラによる映像情報を水防情報テレメータシステムの機能向上を図り、市町村に速やかに防災情報を提供してまいります。
- ・国や市町村、関係団体と連携した水防訓練を実施し水防活動の充実を図ってまいります。

③鬼怒川緊急対策プロジェクトの実施

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で大きな被害を受けた鬼怒川流域において、国、本県、常総市など 7 市町が主体となり、ハード・ソフト対策が一体となった緊急的な治水対策を実施してまいります。

(2) 土砂災害対策の推進

①土砂災害防止施設の整備の推進

土砂災害からの被害を防止・軽減するため、避難所や避難路、人家の多い箇所を優先した土砂災害防止施設の整備に取り組んでまいります。

②土砂災害警戒避難体制の充実

- ・土砂災害危険箇所について、平成 28 年度を目途に土砂災害警戒区域等の指定を完了するよう進めてまいります。
- ・市町村がより細かな地域への避難勧告等を行えるよう、土砂災害警戒情報システムの機能向上を図り、詳細な土砂災害警戒情報を提供してまいります。



<p>要 望 事 項</p>	<p>6. 震災からの復興など時事の課題に対する取組みについて                  ③自然災害への備えとしての社会インフラ拡充                  ⇒これまでの代表的な自然災害である地震、津波、大型台風、豪雪等に加え、近年急速に発展している異常気象による災害。こうした災害リスクのなか、県民の安心した暮らしを守るためにも、橋梁・道路・排水・堤防等の老朽化を含めた社会インフラの整備、拡充が不可欠と言えます。そうした自然災害対策の今後の構想や着手している事業についてお聞かせ願います。</p>																	
<p>現 況</p>	<p><b>【緊急輸送道路強化・公共土木施設老朽化対策】</b></p> <p>(緊急輸送道路の強化)                  ○大規模災害時に備えて、人命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、「復興みちづくりアクションプラン」を策定（H24.10）し、緊急輸送道路の強化を図っているところです。</p> <p>(公共土木施設の老朽化対策)                  ○公共土木施設等は、施設ごとの特性に応じた考え方や手法により、定期的な点検→診断→措置を行い、これらの情報を記録し、次の点検時に活用するメンテナンスサイクルの構築を図っているところです。</p> <table border="1" data-bbox="317 1117 1342 1355"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>施設名</th> <th>点検, 診断</th> <th>③措置 (修繕, 改修, 長寿命化等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">道路</td> <td>橋梁</td> <td>5年に1回</td> <td>計画に基づき実施 (計画は更新予定)</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td>5年に1回</td> <td>計画を策定予定</td> </tr> <tr> <td>トンネル</td> <td>5年に1回</td> <td>計画に基づき実施</td> </tr> <tr> <td>歩道橋等</td> <td>5年に1回</td> <td>計画を策定予定</td> </tr> </tbody> </table>	施設	施設名	点検, 診断	③措置 (修繕, 改修, 長寿命化等)	道路	橋梁	5年に1回	計画に基づき実施 (計画は更新予定)	舗装	5年に1回	計画を策定予定	トンネル	5年に1回	計画に基づき実施	歩道橋等	5年に1回	計画を策定予定
施設	施設名	点検, 診断	③措置 (修繕, 改修, 長寿命化等)															
道路	橋梁	5年に1回	計画に基づき実施 (計画は更新予定)															
	舗装	5年に1回	計画を策定予定															
	トンネル	5年に1回	計画に基づき実施															
	歩道橋等	5年に1回	計画を策定予定															
<p>対 応</p>	<p>(緊急輸送道路の強化)                  ○緊急輸送道路ネットワークの重要度に応じて整備計画期間を短期(～平成 27 年度)、中期(～平成 32 年度)、長期(平成 33 年度～)に分け、集中的に整備を進めてまいります。</p> <p>(公共土木施設の老朽化対策)                  ○施設の維持管理に係る、点検、診断、措置をデータベース化して活用するというメンテナンスサイクルの構築による、効率的・効果的な維持管理の充実を図ってまいります。                  ○主要な施設については、すでに策定した長寿命化計画等に基づき、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、健全で安全な道路ネットワークの確保に努めてまいります。</p>																	